

昭和三十三年総理府令第十六号

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則
銃砲刀剣類所持等取締法及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の規定に基き、並びにこれらの法令の規定を実施するため、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則を次のように定める。

(届出及び申請の手続)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)及びこの府令の規定による都道府県公安委員会に対する届出書及び申請書の提出その他の手続は、その者の住所地又は事業場の所在地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。ただし、法第六条第一項の許可の申請書を提出する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、この府令に規定する部数の範囲内で都道府県公安委員会が定めることができる。

(弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法)

第二条 法第二条第一項又は第二十一条の三第一項の内閣府令で定める弾丸の運動エネルギー(單位は、ジュールとする。以下同じ。)の値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。

一 水平方向に発射された弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのものである場合に測定したときにおける測定値

二 弾丸の質量の測定値

(人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギーの値)

第三条 弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項の内閣府令で定める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面の面積(單位は、平方センチメートルとする。第九十九条において同じ。)のうち最大のものに二十を乗じた値とする。

(矢の運動エネルギーの値の測定の方法)

第三条の二 法第三条第一項の内閣府令で定める矢の運動エネルギーの値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。

一 水平方向に発射された矢がその軌道の上におけるクロスボウに装填されたときの当該矢の先端から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを測定したときにおける測定値

二 矢の質量の測定値

(人の生命に危険を及ぼし得る矢の運動エネルギーの値)

第三条の三 矢の運動エネルギーにつき法第三条第一項の内閣府令で定める値は、六・〇とする。(捕鯨用標識銃製造業等の届出手続)

第四条 法第三条第一項第一号から第十五号までの規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3 第一項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府県公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。

4 第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る事業を廃止した場合には、同項の規定により届出した都道府県公安委員会にその旨を届け出なければならない。

(人命救助等に従事する者の届出手続)

第五条 法第三条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書を住所地(法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者

で、その法人の業務のための所持について法第四条第一項第二号又は第二号の二の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。)を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の届出を受けた場合においては、別記様式第三号の人命救助等に従事する者届出済証明書を送付するものとする。

3 次条第三項から第五項までの規定は、第一項に規定する届出をした者について準用する。この場合において、次条第三項中「使用人が」とあるのは「人命救助等に従事する者が」と、「使用人でなくなつた場合」とあるのは「自己の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなつた場合」と、「使用人届出書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出書」と、「当該使用人に係る事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第四項中「別記様式第四号の使用人届出書」とあるのは「別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書」と、「当該使用人に係る使用人届出済証明書」とあるのは「人命救助等に従事する者届出済証明書」と、「当該使用人届出済証明書」とあるのは「当該人命救助等に従事する者届出済証明書」と読み替へるものとする。

(教習射撃場を設置する者等の使用人の届出手続)

第六条 法第三条第三項又は第三条の二第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第四号の使用人届出書に、当該使用人の写真(提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。以下同じ)二枚を添えて、当該使用人に係る事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項に規定する届出を受けた場合においては、別記様式第五号の使用人届出済証明書を交付するものとする。

3 第一項に規定する届出をした者は、当該届出に係る使用人が解雇その他の理由により使用人でなくなつた場合又は使用人届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、その旨を当該使用人に係る事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出は、当該届出に係る事項を朱書した別記様式第四号の使用人届出書及び当該使用人に係る使用人届出済証明書を提出して行うものとする。

5 第一項に規定する届出をした者は、当該届出に係る使用人届出済証明書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失した場合には、すみやかにその旨を当該使用人届出済証明書を交付した都道府県公安委員会に届け出なければならない。

(拳銃実包)

第七条 法第三条の三第一項の拳銃実包として内閣府令で定める実包は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 長さ以上の長さが四十一・〇ミリメートル以下であること。

二 長さ以上に係るきょう体の最大外径が十五・〇ミリメートル以下であること。

(発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場)

第八条 法第三条の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるとおりとする。

一 法第九条の二第一項の規定により指定射撃場として指定された射撃場(拳銃を用いて射撃を行うものに限る。)

二 次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係る拳銃等(法第三条の四の拳銃等をいう。以下この号において同じ。)を用いて行う射撃の用に供される施設

イ 法令に基づき職務のため拳銃等を所持する者

ロ 試験又は研究のため拳銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

ハ 法第四条第一項第三号の規定による拳銃等の所持の許可を受けた者

ニ 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造(改造及び修理を含む。)に係る拳銃等を業務のた

め所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。）

（申請書の様式等）

第九條 法第四条の第二項（法第五条の第四第三項、第六条第三項、第七条の第三第三項、第九条の第四第四項、第九条の第十第三項及び第九条の第十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請書ごとに、当該各号に掲げる申請書を提出するものとする。

一 法第四条の第二項（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により銃砲の所持の許可を受けようとする者 別記様式第六号の銃砲所持許可申請書

二 法第四条の第二項（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりクロスボウの所持の許可を受けようとする者 別記様式第七号の刀剣類所持許可申請書

三 法第五条の第四第三項において準用する法第四条の二の規定により技能検定を受けようとする者 別記様式第八号の技能検定申請書

四 法第七条の第三第三項において準用する法第四条の二の規定により猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者 別記様式第九号の猟銃等所持許可更新申請書

四の二 法第七条の第三第三項において準用する法第四条の二の規定によりクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者 別記様式第九号のクロスボウ所持許可更新申請書

五 法第九条の五第二項において準用する法第四条の二の規定により射撃練習を受ける資格の認定を受けようとする者 別記様式第十号の教習資格認定申請書

六 法第九条の第十第三項において準用する法第四条の二の規定により射撃練習を受ける資格の認定を受けようとする者 別記様式第十一号の練習資格認定申請書

七 法第九条の第十六第二項において準用する法第四条の二の規定によりクロスボウ射撃資格（法第九条の第十六第一項前段に規定する資格をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする者 別記様式第十一号のクロスボウ射撃資格認定申請書

（申請書に添付する医師の診断書）

第十條 法第四条の第二項（法第五条の第四第三項、第七条の第三第三項、第九条の第五第四項、第九條の第十第三項及び第九条の第十六第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項に規定する精神保健指定医その他法第五条第一項第三号又は第四号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると都道府県公安委員会が認める医師

二 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者の心身の状況について診断したことがある医師

2 同時に複数の申請書を提出する場合における前項の診断書については、一をこれらの申請書のいずれかに添付すれば足りる。

3 都道府県公安委員会は、第一項の診断書を提出した者が法第五条第一項第三号又は第四号に該当するかどうかを認定するため必要があるときは、その者に法第十二条の三に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

（申請書の添付書類）

第十一條 法第四条の第二第三項（法第五条の第四第三項、第六条第三項、第七条の第三第三項、第九條の第五第四項、第九條の第十第三項及び第九条の第十六第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

渡人又は貸付人が定まつていない申請人に係るものを除く。）又は相続、発見その他当該銃砲等又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類

二 法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の第三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃練習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の第十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別記様式第十三号の同居親族書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

三 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の第三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃練習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の第十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別表第一に規定する書類

四 前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の第二第四項第一号に掲げる者（継続して十年以上法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く。）であることを明らかにした書類

五 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の第三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第二百三十四号）附則第三条第一項に規定する者であつて、その者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、同法第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令（平成二十四年内閣府、農林水産省、環境省令第一号）第三条の規定により交付を受けた書面（同令第一条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同令第二条に該当する者であることを誓約する書面

六 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の第三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第二項に規定する者であつて、令和九年四月十五日までの間にその者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、猟銃を使用して同法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同令第二条に該当する者であることを誓約する書面

七 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者のうち、法第五条の第二第三項第二号に該当する者については、同号の災害により許可済猟銃（同項第一号の許可済猟銃をいう。以下この号において同じ。）を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した事情を明らかにした書類

八 法第四条第一項第二号から第十号までの規定により許可を受けようとする者（法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者であつて、当該許可に係る許可証を提示したものを除く。）については、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

九 法第四条第一項第三号に掲げる者については、令第二条第一号に規定する関係行政機関若しくはその地方支分部局の長の証明書又は同条第二号に規定する文化庁長官の証明書及び別記様式第十四号の試験又は研究の実施概要書

十 法第四条第一項第四号若しくは第五号に掲げる者、法第四条第一項第五号の二に掲げる者のうち第五号の二第六項の政令で定める者から推薦された者、法第五条第一項第一号の政令で定める者から推薦された者又は第三号に掲げる者のうち、猟銃については法第五条の二第二項第一号若しくは第三項第一号の政令で定める者から推薦された者若しくはライフル銃について同条第四項第二号の政令で定める者から推薦された者については、次条第一項の規定により交付を受けた推薦書

十一 法第四条第一項第四号、第五号の二又は第五号の三に掲げる者については、前条第一項に規定する医師の診断書

十二 法第四条第一項第四号の規定により空気拳銃の所持の許可を受けようとする者について、申請人の写真二枚

十三 法第四条第一項第七号に掲げる者については、当該刀剣類を所持しようとする理由を記載した書類

十四 法第四条第一項第八号又は第九号に掲げる者については、演劇、舞踊その他の芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの名称、主催者の氏名又は名称、概要、開催の日時及び場所並びに銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様及び当該銃砲等又は刀剣類を所持しようとする理由（所持しようとする理由については、法第四条第一項第八号に掲げる者に限る。）を記載した書類

十五 法第四条第一項第十号に掲げる者については、博物館その他これに類する施設の名称、所在地、設置者の氏名又は名称及び銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様を記載した書類

十六 法第四条第五項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者については、法人が業務のために所持させる旨を記載した証明書

十七 法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の同意書

2 同時に複数の申請書を提出する場合において、法第四条の二第三項の規定によりこれらの申請書に添付しなければならないこととされる前項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類にあつては、申請人の写真を除く。）のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの申請書のいずれかに添付すれば足りる。

3 第一項第二号及び第三号に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、住民票の写し及び経歴書に限る。）については、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

一 法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定によるクロスボウの許可若しくは法第七条の三第一項の規定による猟銃若しくは空気銃の許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）又は法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

二 法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定によるクロスボウの許可若しくは法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第二項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）又は法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定に係る申請書を提出する場合

二 法第五条の四第二項の「合格証明書（以下「合格証明書」という。）又は法第九条の五第五項の教習修了証明書（以下「教習修了証明書」という。）の交付を受けた日から起算して一年を

経過していない者が、法第五条の四第一項の規定による技能検定又は法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の十第二項の規定による猟銃の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

三 法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可に係る申請書を提出する場合

四 法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可に係る申請書を提出する場合

4 法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一 第八十二条の二に規定するクロスボウ射撃資格認定証（現にクロスボウ射撃資格の認定を受けている場合に限り。）

二 申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し（推薦等）

第十二条 令第三条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第二十八条第二項に規定する者（以下この条において「推薦者」という。）は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項第一号、第五条の二第二項第一号、第三項第一号、第四項第二号若しくは第六項又は第九条の十三第一項の規定により推薦を行うこととなつた場合には、別記様式第十五号の推薦書をその被推薦者に交付するものとする。この場合において、法第四条第一項第四号の規定による推薦については、その推薦書の写しを国家公安委員会に送付するものとする。

2 推薦者は、前項の推薦を取り消すこととなつた場合には、その推薦を取り消された者及びその者の住所を管轄する都道府県公安委員会にその旨を書面により通知しなければならない。この場合において、法第四条第一項第四号の規定による推薦については、その書面の写しを国家公安委員会に送付するものとする。

3 推薦者は、第一項の推薦を行った場合には、帳簿を備え、その推薦年月日、被推薦者の住所、氏名、生年月日等推薦に関する事項を記載しておかなければならない。

第十三条 前条第三項に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

（認知機能検査）

第十四条 法第四条の三第一項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の検査（以下「認知機能検査」という。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 認知機能検査を行つている時の年月日、曜日及び時刻を記録させること。

二 十六の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後、当該物の名称を記述させること。

（認知機能の低下の状況を判断する基準）

第十五条 法第四条の三第二項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が三十六未満であることとする。

1. $3.36 \times A + 2.499 \times B$

（この式において、A及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。）

A 第十四条第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

- 一 認知機能検査を行った時の年が記述されている場合には、五
- 二 認知機能検査を行った時の月が記述されている場合には、四
- 三 認知機能検査を行った時の日が記述されている場合には、三
- 四 認知機能検査を行った時の曜日が記述されている場合には、二
- 五 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一

B 第十四条第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

- 一 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に二
- 二 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかった物のうち、分類を再び示した後名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値

(認知機能検査の実施期間等)

第十六条 法第七条の三第一項の規定による許可の更新を受けようとする者に対する認知機能検査は、当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの間に行うものとする。

- 2 次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。
 - 一 法第四条の規定による許可を受けようとする者 当該許可に係る銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書を提出した日以後
 - 二 法第七条の三第一項の規定による許可の更新を受けようとする者 当該許可の有効期間が満了する日の五月前から一月前までの間

(確認の手続)

第十七条 法第四条の四第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする銃砲等又は刀剣類を当該許可証と共に住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第十一号第一項第一号に規定する申請人に該当し、同号の規定により銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書に譲渡等承諾書を添えなかつた者にあつては、別記様式第十二号の譲渡等承諾書を提出しなければならない。

2 法第四条の四第一項の規定により確認を受けようとする銃砲等が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書類を提出して銃砲等の提出に代えることができる。

- 一 携帯が著しく困難な銃砲等 当該銃砲等の写真
- 二 船舶に設備する救命索発射銃及び救命用信号銃 船舶検査官が発行する検査証明書

(打刻命令)

第十八条 法第四条の四第二項又は第九条の六第三項（法第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により打刻を命ずる場合においては、別記様式第十六号又は第十七号の打刻命令書（法第九条の十一第二項において準用する場合にあつては、別記様式第十八号の打刻命令書）を交付して行うものとする。

(表示措置命令)

第十八条の二 法第四条の四第三項に規定する法第四条第一項第一号の規定による許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための措置として内閣府令で定めるものは、都道府県公安委員会が当該クロスボウごとに付した番号又は記号を表示した標示物（以下この条において「クロスボウ番号標」という。）を、当該クロスボウの側面に容易に剥がれないように、かつ、見やすいように貼り付けることとする。

2 法第四条の四第三項の規定により同項に規定する措置を執ることを命ずる場合においては、別記様式第十八号の二の表示措置命令書及びクロスボウ番号標を交付して行うものとする。

3 前項の規定によるクロスボウ番号標の交付を受けた者は、当該クロスボウ番号標を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合においては、速やかにその旨を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

(猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準)

第十九条 令第九条第二号及び第二十七号第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発）とする。

2 令第九条第二項第三号及び第二十七号第一項第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲（殺傷を含む。）の用途に供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。

- 一 猟銃
 - イ ライフル銃 十・五ミリメートル
 - ロ ライフル銃以外の猟銃 十二番
 - 二 空気銃 八ミリメートル
- 3 令第九条第二項第四号及び第二十七号第一項第五号の内閣府令で定める銃身長及び銃の全長は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 猟銃
 - イ 銃身長 四十八・八センチメートル
 - ロ 銃の全長（銃身又は銃床が折りたたみ式、伸縮式又は着脱式の銃にあつては、折りたたみ、伸縮又は着脱により最も短くした状態における銃の全長とする。次号において同じ。） 九十三・九センチメートル（専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあつては、八十三・九センチメートル）
 - 二 空気銃の全長 七十九・九センチメートル
 - 4 令第九条第二項第五号及び第二十七号第一項第六号の内閣府令で定める消音装置は、専ら発射音を減殺するための装置とする。

(講習の受講の申込み)

第二十條 法第五条の三第一項又は第五条の三の二第一項の講習を受けようとする者は、別記様式第十九号の講習受講申込書に当該申込人の写真を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(講習修了証明書の様式)

第二十一条 法第五条の三第二項又は第五条の三の二第二項の講習修了証明書は、別記様式第二十号のとおりとする。

(講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

第二十二条 法第五条の三第三項又は第五条の三の二第三項の規定により講習修了証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第二十一号の講習修了証明書等書換申請書に当該講習修了証明書及び住民票の写しを添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 法第五条の三第三項又は第五条の三の二第三項の規定により講習修了証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第二十二号の講習修了証明書等再交付申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(技能検定通知書)

第二十三条 令第二十条第一項の規定により技能検定について必要な事項を通知する場合においては、別記様式第二十三号の技能検定通知書を交付して行うものとする。

(合格証明書の様式)

第二十四条 合格証明書は、別記様式第二十四号のとおりとする。

(合格証明書の書換え又は再交付の申請)

第二十五条 第二十二条第一項の規定は、法第五条の四第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により合格証明書の書換えを受けようとする者について準用する。

2 第二十二條第二項の規定は、法第五条の四第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により合格証明書の再交付を受けようとする者について準用する。

(技能講習)

第二十六條 法第五条の五第一項の講習を受けようとする者は、別記様式第二十五号の技能講習受講申込書を住所を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(技能講習通知書)

第二十七條 令第二十一条第一項の規定による技能講習についての必要な事項の通知は、別記様式第二十六号の技能講習通知書を交付して行ふものとする。

(技能講習修了証明書の様式)

第二十八條 法第五条の五第二項の技能講習修了証明書は、別記様式第二十七号のとおりとする。

第二十九條 第二十二條第一項の規定は、法第五条の五第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により技能講習修了証明書の書換えを受けようとする者について準用する。

2 第二十二條第二項の規定は、法第五条の五第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により技能講習修了証明書の再交付を受けようとする者について準用する。

(許可の期間の延長)

第三十條 令第二十四條第二項の規定により許可の期間の延長を受けようとする外国人は、別記様式第二十八号の許可期間延長申請書を現在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(許可証の様式)

第三十一條 法第七条第一項の規定による許可証は、法第四条第一項第一号の規定による許可に係るものについては別記様式第二十九号又は第二十九号の二、同項第二号から第十号までの規定による許可に係るものについては別記様式第三十号、第三十号の二又は第三十一号、法第六条の規定による許可に係るものについては別記様式第三十二号、第三十二号の二又は第三十三号のとおりとする。

(許可証の書換えの申請)

第三十二條 法第七条第二項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第三十四号の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書を住所又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するとともに、書換えを受けようとする事項が記載されている許可証を提出するものとする。

2 前項の場合において、本籍、住所地又は氏名を変更したことにより許可証の書換えを受けようとする者は、同項の申請書に住民票の写しを添えなければならない。

3 第一項の場合において、申請人が法第四条第一項第一号又は第四号(空気拳銃に係る部分に限る。)の規定による許可を受けた者が都道府県公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したものであるときは、併せて当該申請人の写真を添えるものとする。

(許可証の再交付の申請)

第三十三條 法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書を住所(法第六条の外国人にあつては、現在地)又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号又は第四号(空気拳銃に係る部分に限る。)の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。

(猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続)

第三十四條 法第七条の三第一項の規定により猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者は、第九条の規定により猟銃等所持許可更新申請書又はクロスボウ所持許可更新申請書を提出する場合には、当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの間(以下「更新申請期間」という。)に、この申請書を当該許可に係る猟銃若しくは空

気銃又はクロスボウと共に提出(猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについては、提示。以下この条において同じ。)をするものとする。ただし、災害、病気その他のやむを得ない理由のため、更新申請期間に提出することができない者は、その理由を明らかにした書類を添えて、当該許可の有効期間が満了する日の前日までに提出することができる。

(新たな許可証の交付)

第三十五條 都道府県公安委員会は、法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者が当該許可に係る許可証の交付を受けた日の後のその者の三回目の誕生日を経過した後に最初に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとする場合においては、その者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付するものとする。

2 都道府県公安委員会は、法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者が当該許可に係る許可証の交付を受けた日の後のその者の三回目の誕生日を経過した後に最初に同号の規定によるクロスボウの所持の許可又は許可の更新を受けようとする場合においては、その者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付するものとする。

3 前二項に規定する者は、当該許可又は許可の更新の申請の際に本人の写真二枚を住所を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

(許可証等の返納の手続)

第三十六條 法第八条第二項(法第九条の十五第二項において準用する場合を含む。)又は第九条の五第三項(法第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可証(法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証)又は教習資格認定証(法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証、法第九条の十六第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証)を返納しようとする者は、別記様式第三十六号の銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書に当該許可証(法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証)又は教習資格認定証(法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証、法第九条の十六第二項において準用する場合にあつては、クロスボウ射撃資格認定証)を添えて、住所又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可が失効したことにより許可証を返納しようとする者は、譲受人の譲受書等当該許可が失効した理由を明らかにした書類を添えなければならない。

(許可証の記載事項の抹消の申請)

第三十七條 法第八条第三項の規定により失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消を受けようとする者は、別記様式第三十七号の許可事項抹消申請書を住所を管轄する都道府県公安委員会に提出するとともに、抹消を受けようとする事項が記載されている許可証を提示するものとする。

2 前条後段の規定は、前項の申請について準用する。

(仮領置書)

第三十八條 法第八条第七項、第八条の二第二項、第九条の八第三項、第九条の十二第二項、第十三条第八項若しくは第九項、第十一条の二第一項から第三項まで、第二十五条第一項又は第二十六条第二項の規定による仮領置は、別記様式第三十八号の仮領置書を交付して行ふものとする。この場合において、当該仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品が法第十三条の三第一項又は第三項の規定により保管されたものであるときは、第九十六条に規定する保管書の交付を受けた者に対し、当該保管書の返還を求めるものとする。

(仮領置した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還)

第三十九條 法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十三条第十項又は第十一条の二第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲等又は刀剣類返還申請書を当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を保管する都道府県公安委員会に提出しなければならない。この場合において、返還の申請をしようとする者が

仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者であるときは、当該売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えなければならない。

2 法第二十五条第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲等又は刀剣類返還申請書に、銃砲等又は刀剣類を所持していた者からの売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えて、当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出しなければならない。

3 前二項の返還の申請をしようとする者は、これらの規定により提出する書類に添えて、当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を適法に所持することができるとを明らかにした書類を提出しなければならない。

第四十条 法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十一条第十項若しくは第十一項、第十一条の二第四項、第二十五条第三項若しくは第四項又は第二十六条第五項の規定による返還は、仮領置書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

(売却した代金の交付)
第四十一条 法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十二項及び第十一条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を交付する場合には、仮領置書及び代金領収書と引換えに代金明細書を交付して行うものとする。

(猟銃等射撃指導員の基準)
第四十二条 法第九条の三第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 二十五歳（公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。）から推薦された者にあつては、二十一歳）以上の者であること。

二 銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令を遵守し、猟銃等射撃指導員として相当な人格識見を有する者であること。

三 法第四条第一項第一号、第四号又は第五号の二の規定による許可を受けて、ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃又は空気銃のうちその者が行おうとする射撃の指導において用いられるもの（次号及び第五号において「指導に係る猟銃等」という。）を二年以上継続して所持している者であること。

四 指導に係る猟銃等の所持に関する法令及び指導に係る猟銃等の使用、保管等の取扱いについて、相当な知識を有する者であること。

五 指導に係る猟銃等の操作及び射撃について、相当に習熟している者であること。

2 第十二条第一項前段、第二項前段及び第三項並びに第十三条の規定は、前項第一号の規定による推薦について準用する。

(クロスボウ射撃指導員の基準)
第四十二条の二 法第九条の三の二第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 二十歳以上の者であること。

二 クロスボウに関する法令を遵守し、クロスボウ射撃指導員として相当な人格識見を有する者であること。

三 法第四条第一項第一号又は第五号の三の規定による許可を受けて、クロスボウを二年以上継続して所持している者であること。

四 クロスボウの所持に関する法令及びクロスボウの使用、保管等の取扱いについて、相当な知識を有する者であること。

五 クロスボウの操作及び射撃について、相当に習熟している者であること。

(射撃指導員の指定の申請の手続)
第四十三条 法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を住所を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合にお

いて、第四十二条第一項第一号の規定による推薦を受けた者は、同条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定により交付を受けた推薦書を添えなければならない。

(射撃指導員の指定)
第四十四条 法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定は、別記様式第四十二号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする。

(射撃指導員の指定の解除)
第四十五条 法第九条の三第二項の規定による猟銃等射撃指導員の指定の解除又は法第九条の三の二第二項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定の解除は、別記様式第四十三号の射撃指導員指定解除通知書を交付して行うものとする。

(射撃指導員の氏名等の変更の届出)
第四十六条 猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2 猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した都道府県公安委員会にその再交付を申請することができる。

(教習射撃場の管理者及び管理方法の基準)
第四十七条 法第九条の四第一項に規定する教習射撃場に係る同項第一号の内閣府令で定める管理者及び管理方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一 当該射撃場の管理者は、射撃に伴う危害防止に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他教習射撃場の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 法の規定に違反し、火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）第五十条の二の規定の適用を受ける火薬類について同法の規定に違反し、又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第二項の第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許に係る狩猟について同法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していないもの。

ロ その者が指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場の管理者である間に発生した事由により当該指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場がその指定を解除された場合において、当該指定を解除された日から起算して三年を経過していないこと。

二 当該射撃場の管理方法は、次に該当するものであること。

イ 射撃教習を行つていない射面では標的射撃を行わせないこと。

ロ 教習射撃指導員の業務が公正に行われるよう指導及び監督をすること。

ハ 教習射撃指導員には、腕章、記章等教習射撃指導員であることを示すものを付けさせること。

ニ 射撃教習に関する記録簿を備え付け、射撃に関する事項を記録し、当該記録簿に最終の記録をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

(電磁的方法による保存)
第四十八条 前条第二号に規定する事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて同号に規定する当該事項が記録された記録簿の保存に代えることができる。

(教習射撃指導員の基準)
第四十九条 法第九条の四第一項第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 猟銃に係る射撃の指導を二年以上継続して行つていない者であること。

二 教習射撃指導員若しくは練習射撃指導員の業務に関して不正な行為をし、又は法若しくはこれに基づく命令の規定に違反したことにより、教習射撃指導員若しくは練習射撃指導員を解任されたことのない者又は教習射撃指導員若しくは練習射撃指導員を解任された日から起算して三年を経過している者であること。

(教習射撃場の指定の申請の手続)

第五十条 法第九条の四第一項の規定による教習射撃場の指定を受けようとする者は、別記様式第四十五号の教習射撃場指定申請書に、次に掲げる書類を添えて、当該指定を受けようとする指定射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

一 当該指定射撃場を設置する者及び管理する者の住民票の写し及び履歴書

二 当該指定射撃場の管理の方法を記載した書類

三 当該指定射撃場に置かれている教習射撃指導員の住所、氏名及び生年月日並びにその者が射撃指導員として指定された年月日及びその指定番号を記載した書類

(教習射撃場の指定)

第五十一条 法第九条の四第一項の規定による教習射撃場の指定は、別記様式第四十六号の教習射撃場指定書を当該指定の申請をした者に交付して行うものとする。

(教習射撃指導員の選任又は解任の届出)

第五十二条 法第九条の四第二項の規定による教習射撃指導員の選任又は解任の届出は、別記様式第四十七号の教習射撃指導員選任等届出書を提出して行うものとする。

(教習射撃指導員の解任の命令)

第五十三条 法第九条の四第三項の規定による教習射撃指導員の解任の命令は、別記様式第四十八号の教習射撃指導員解任命令書を交付して行うものとする。

(教習射撃場の名称等の変更の届出)

第五十四条 教習射撃場を設置し、又は管理する者は、第五十条の教習射撃場指定申請書(添付書類を含む。)の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十九号の教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書を速やかに当該教習射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

(教習資格認定証の様式)

第五十五条 法第九条の五第二項の教習資格認定証は、別記様式第五十号のとおりとする。

(教習資格認定証の書換え又は再交付の申請)

第五十六条 第二十二條第一項の規定は、法第九条の五第四項において準用する法第五条の第三項の規定により教習資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。

2 第二十二條第二項の規定は、法第九条の五第四項において準用する法第五条の第三項の規定により教習資格認定証の再交付を受けようとする者について準用する。

(教習修了証明書の様式)

第五十七条 教習修了証明書は、別記様式第五十一号のとおりとする。

(教習用備付け銃の届出)

第五十八条 法第九条の六第二項の規定による届出は、別記様式第五十二号の教習用備付け銃等届出書又は別記様式第五十三号の教習用備付け銃等変更届出書二通を提出して行うものとする。

2 前項の規定による届出を受けた都道府県公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。

(教習用備付け銃の保管の設備及び方法の基準)

第五十九条 法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。
- イ 堅固な金属製ロッカーその他これと同程度に堅固な構造を有するものであること。
- ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。
- ハ 管理上支障のない場所にあること。
- ニ 容易に持ち運びができないこと。

ホ 当該設備又はその付近に非常の際外部に通報することができるとする装置を備えていること。

二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ 教習用備付け銃を前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。

ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

ハ 責任者を定めて、別記様式第五十四号の教習用備付け銃管理票に所要の事項を記載させること。

ニ ハの教習用備付け銃管理票は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

(電磁的方法による保存)

第六十条 前条第二号ハに規定する教習用備付け銃管理票に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて同号ニに規定する教習用備付け銃管理票の保存に代えることができる。

(教習射撃場の解除)

第六十一条 法第九条の八第一項又は第二項の規定による教習射撃場の指定の解除は、別記様式第五十五号の教習射撃場指定解除通知書を交付して行うものとする。

(教習修了証明書の交付の禁止)

第六十二条 法第九条の八第一項の規定による教習修了証明書の交付の禁止は、別記様式第五十六号の教習修了証明書交付禁止通知書を交付して行うものとする。

(練習射撃場の管理者及び管理方法の基準)

第六十三条 第四十七條(第二号イ、ロ及びニを除く。)の規定は、法第九条の九第一項に規定する練習射撃場に係る同項第一号の内閣府令で定める管理者及び管理方法の基準について準用する。

(練習射撃場の指定の申請の手続)

第六十四条 第五十条の規定は、法第九条の九第一項に規定する練習射撃場の指定の申請の手続について準用する。この場合において、第五十条中「別記様式第四十五号の教習射撃場指定申請書」とあるのは、「別記様式第五十七号の練習射撃場指定申請書」と読み替えるものとする。

(練習射撃場の指定)

第六十五条 第五十一条の規定は、法第九条の九第一項に規定する練習射撃場の指定について準用する。この場合において、第五十一条中「別記様式第四十六号の教習射撃場指定書」とあるのは、「別記様式第五十八号の練習射撃場指定書」と読み替えるものとする。

(練習射撃指導員の選任又は解任の届出)

第六十六条 第五十二条の規定は、法第九条の九第二項において準用する法第九条の四第二項の規定による練習射撃指導員の選任又は解任の届出について準用する。この場合において、第五十二条中「別記様式第四十七号の教習射撃指導員選任等届出書」とあるのは、「別記様式第五十九号の練習射撃指導員選任等届出書」と読み替えるものとする。

(練習射撃指導員の解任の命令)

第六十七条 第五十三条の規定は、法第九条の九第二項において準用する法第九条の四第三項の規定による練習射撃指導員の解任の命令について準用する。この場合において、第五十三条中「別記様式第四十八号の教習射撃指導員解任命令書」とあるのは、「別記様式第六十号の練習射撃指導員解任命令書」と読み替えるものとする。

(練習射撃場の名称等の変更の届出)

第六十八条 第五十四条の規定は、練習射撃場指定申請書の記載事項の変更の届出について準用する。

(練習資格認定証の様式)

第六十九条 法第九条の十第二項の練習資格認定証は、別記様式第六十一号のとおりとする。

(練習資格認定証の書換え又は再交付の申請)
第七十条 第二十二条第一項の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により練習資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。

2 第二十二条第二項の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により練習資格認定証の再交付を受けようとする者について準用する。
(練習用備付け銃の備付けの基準)

第七十一条 法第九条の十一第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
一 猟銃に係る練習射撃場 口径の長さ又は銃身長が異なり、かつ、型式が異なる複数の猟銃が備え付けられていること。

二 空気銃に係る練習射撃場 (次号に掲げるものを除く。) 銃身長が異なる複数の空気銃が備え付けられていること。
三 空気銃射撃競技のための空気銃に係る練習射撃場 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃が備え付けられていること。
(練習用備付け銃の届出)

第七十二条 第五十八条の規定は、法第九条の十一第二項において準用する法第九条の六第二項の規定による練習用備付け銃の届出について準用する。
(練習用備付け銃の保管の設備及び方法の基準)

第七十三条 第五十九条及び第六十条の規定は、法第九条の十一第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準について準用する。この場合において、第五十九条第二号ハ中「別記様式第五十四号の教習用備付け銃管理票」とあるのは「別記様式第六十二号の練習用備付け銃管理票」と、同号ニ中「教習用備付け銃管理票」とあるのは「練習用備付け銃管理票」と、第六十条中「前条第二号ハに規定する教習用備付け銃管理票」とあるのは「第七十三条において読み替へて準用する第五十九条第二号ハに規定する練習用備付け銃管理票」と、「同号ニに規定する教習用備付け銃管理票」とあるのは「第七十三条において読み替へて準用する第五十九条第二号ニに規定する練習用備付け銃管理票」と読み替へるものとする。
(年少射撃資格者に対する指導を行う練習射撃指導員の指名の方法)

第七十三条の二 法第九条の十一第三項の規定による指名は、帳簿を備え、年少射撃資格者に練習用備付け銃を使用させようとする都度、当該指名の日時、当該指名に係る練習射撃指導員の氏名並びに当該練習射撃指導員が指導を行う年少射撃資格者の住所、氏名及び生年月日を記載するとともに、当該練習射撃指導員及び当該年少射撃資格者に対し、これらの事項を通知して行うものとする。
(電磁的方法による記録)

第七十三条の三 前条に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同条に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。
(練習射撃場の指定の解除)

第七十四条 法第九条の十二第一項の規定による練習射撃場の指定の解除は、別記様式第六十三号の練習射撃場指定解除通知書を交付して行うものとする。
(年少射撃資格認定申請書)

第七十五条 法第九条の十三第一項の規定により認定を受けようとする者は、別記様式第六十四号の年少射撃資格認定申請書を提出するものとする。
(年少射撃資格認定申請書の添付書類等)

第七十六条 法第九条の十三第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるとおりとする。
一 申請人の写真二枚 (受けようとする認定の数が二以上であるときは、その数に一を加えた枚数)
二 住民票の写し

三 第十二条第一項の規定により交付を受けた推薦書
四 申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の同意書

2 法第九条の十三第三項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。
一 第八十一条に規定する年少射撃資格講習修了証明書
二 次条に規定する年少射撃資格認定証 (現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。)

三 申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し
(年少射撃資格認定証の様式)

第七十七条 法第九条の十三第二項の年少射撃資格認定証は、別記様式第六十五号のとおりとする。
(年少射撃資格認定証の書換えの申請)

第七十八条 第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「別記様式第三十四号の銃砲等又は刀剣所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所」又は「住所の事業場の所在地」とあるのは「住所」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号又は第四号(空気銃に係る部分に限る。)の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替へるものとする。
(年少射撃資格認定証の再交付の申請)

第七十九条 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の再交付を受けようとする者は、別記様式第六十七号の年少射撃資格認定証再交付申請書に当該申請人の写真二枚 (受けようとする再交付の数が二以上であるときは、その数に一を加えた枚数) を添えて、住所を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。
(年少射撃資格の認定のための講習会)

第八十条 法第九条の十四第一項の年少射撃資格の認定のための講習会を受けようとする者は、別記様式第六十八号の年少射撃資格講習受講申込書に当該申込人の写真を添えて、住所を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。
(年少射撃資格講習修了証明書の様式)

第八十一条 法第九条の十四第二項の年少射撃資格講習修了証明書は、別記様式第六十九号のとおりとする。
(年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

第八十二条 第二十二条第一項の規定は、法第九条の十四第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により年少射撃資格講習修了証明書の書換えを受けようとする者について準用する。
2 第二十二条第二項の規定は、法第九条の十四第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により年少射撃資格講習修了証明書の再交付を受けようとする者について準用する。
(クロスボウ射撃資格認定証の様式)

第八十二条の二 法第九条の十六第一項のクロスボウ射撃資格認定証は、別記様式第六十九号の二のとおりとする。
(クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請)

第八十二条の三 第二十二条第一項の規定は、法第九条の十六第二項において準用する法第五条の三第三項の規定によりクロスボウ射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。
2 第二十二条第二項の規定は、法第九条の十六第二項において準用する法第五条の三第三項の規定によりクロスボウ射撃資格認定証の再交付を受けようとする者について準用する。

(危害予防上必要な措置が執られている場所)
第八十二条の四 法第十条第二項第二号の二の危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置のいずれもが執られている場所とする。

(銃砲の保管の設備及び方法の基準)

第八十三条 銃砲の保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、保管に係る銃砲が猟銃及び空気銃以外の銃砲である場合においては、その種類及び許可の用途に応じ適切な設備及び方法をもつてこれに代えることができる。

- 一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。
 - イ 堅固な金属製ロッカーその他これと同等程度に堅固な構造を有するものであること。
 - ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。
 - ハ 管理上支障のない場所にあること。
- 二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
 - イ 銃砲を前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。
 - ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

(クロスボウの保管の設備及び方法の基準)
第八十三条の二 クロスボウの保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。
 - イ 金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること。
 - ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。
 - ハ 管理上支障のない場所にあること。
 - ニ 容易に持ち運びができないこと。
- 二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
 - イ クロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。
 - ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

(保管の委託を要しないこととなる空気銃の数)

第八十四条 令第三十三条第一項第二号ロの内閣府令で定める空気銃の数は、二丁とする。

(保管の委託を受けた拳銃、拳銃部品又は拳銃実包の保管の方法等)

第八十五条 法第十条の五第一項の規定により拳銃、拳銃部品又は拳銃実包の保管の委託を受けた者は、次に掲げるところにより、拳銃、拳銃部品又は拳銃実包を保管しなければならない。

- 一 安全な格納庫に収納すること。
- 二 拳銃、拳銃部品又は拳銃実包を収納する格納庫は、人が常に看守することができる場所に置くこと。
- 三 保管に関する取扱責任者を定めること。
- 四 帳簿を備えて、委託者の住所及び氏名、受託の年月日、出納の明細等保管の状況を記載しておくこと。

(電磁的方法による記録)

第八十六条 前条第四号に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同号に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

(帳簿)

第八十七条 法第十条の五の二の内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

- 一 実包を製造した場合 製造した実包の種類及び数量並びに製造した年月日
- 二 実包を譲り渡した場合 譲り渡した実包の種類及び数量、譲り渡した年月日並びに相手方の住所及び氏名

三 実包を譲り受けた場合 譲り受けた実包の種類及び数量、譲り受けた年月日並びに相手方の住所及び氏名

四 実包を交付した場合 交付した実包の種類及び数量、交付した年月日並びに相手方の住所及び氏名

五 実包を交付された場合 交付された実包の種類及び数量、交付された年月日並びに相手方の住所及び氏名

六 実包を消費した場合 消費した実包の種類及び数量並びに消費した年月日及び場所

七 実包を廃棄した場合 廃棄した実包の種類及び数量並びに廃棄した年月日

2 法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において実包を消費したときは、法第十条の五の二に規定する帳簿に当該実包の数量を疎明する書面を添付しなければならない。

3 法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、法第十条の五の二の帳簿を、最終の記載をした日から三年間保存しなければならない。

(立入検査)
第八十八条 法第十条の六第二項の規定による立入検査は、四十八時間以前にその旨を関係者に通告し、かつ、日出から日没までの時間内である場合に行うものとする。ただし、関係者の承諾を得た場合又は猟銃の保管に関する危害予防上特に必要がある場合は、この限りでない。

(消音器)
第八十九条 令第三十四条第一号の内閣府令で定める消音器は、銃砲の発射音を減殺するために製作された器具で、消音効果のあるものとする。

(保管業の届出)
第九十条 法第十条の八第一項又は第十条の八の二第一項の規定により都道府県公安委員会に届出ようとする者は、別記様式第七十号の保管業届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十号の保管業届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3 第一項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府県公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。

4 第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止した場合においては、別記様式第七十一号の保管業廃止届出書を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

(保管の委託を受けた猟銃等の保管の設備及び方法の基準)
第九十一条 法第十条の八第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。
 - イ 堅固な金属製ロッカーその他これと同等程度に堅固な構造を有するものであること。
 - ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。
 - ハ 管理上支障のない場所にあること。
 - ニ 容易に持ち運びができないこと。
- 二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
 - イ 保管の委託を受けた猟銃又は空気銃を前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。
 - ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

ホ 当該設備又はその付近に非常の際外部に通報することができる装置を備えていること。

二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ 保管の委託を受けた猟銃又は空気銃を前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。

ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

ハ 責任者を定めて、別記様式七十二号の保管受託簿に所要の事項を記載させること。

ニ ハの保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ 保管の委託を受ける場合は、保管を委託しようとする者に対し、当該保管の委託を受ける猟銃又は空気銃の所持の許可に係る許可証の提示を求め、当該保管の委託を受ける猟銃又は空気銃の所持の許可に係る許可証の交付を受けていることを確認すること。

(保管の委託を受けたクロスボウの保管の設備及び方法の基準)

第九十一条の二 法第十条の八の二第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 金属製ロツカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること。

ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。

ハ 管理上支障のない場所にあること。

ニ 容易に持ち運びができないこと。

ホ 当該設備又はその付近に非常の際外部に通報することができる装置を備えていること。

二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ 保管の委託を受けたクロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。

ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

ハ 責任者を定めて、別記様式第七十二号の保管受託簿に所要の事項を記載させること。

ニ ハの保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ 保管の委託を受ける場合は、保管を委託しようとする者に対し、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の提示を求め、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の交付を受けていることを確認すること。

(電磁的方法による保存)

第九十二条 第九十一条第二号ハ又は前条第二号ハに規定する保管受託簿に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて第九十一条第二号ニ又は前条第二号ニに規定する保管受託簿の保存に代えることができる。

(保管業務の廃止又は停止の命令)

第九十三条 法第十条の八第三項又は第十條の八の二第三項の規定による保管業務の廃止又は停止の命令は、別記様式第七十三号の保管業務廃止等命令書を交付して行うものとする。

(使用実績報告書)

第九十四条 法第十三条後段の規定により報告を求められた者は、別記様式第七十四号の使用実績報告書を速やかに住所を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

(照会書)

第九十五条 都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第七十五号の銃砲等又は刀剣類関係事項照会書を用いるものとする。

(保管書)

第九十六条 法第十三条の三第一項又は第三項の規定による保管は、別記様式第七十六号の保管書を交付して行うものとする。

(保管した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還)

第九十七条 法第十三条の三第二項又は第四項の規定による返還は、保管書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

(確認又は許可証の提示の方法)

第九十八条 法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 譲受人又は借受人(以下「譲受人等」という。)が法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当することを確認する場合、次のいずれかによる方法

イ 譲受人等に対して法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第八号の七、第十二号又は第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類(以下「特定銃砲刀剣類等」という。)を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲等若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明する書類、当該譲受人等に係る教習射撃場指定若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書(以下「証明書類」と総称する。)(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受ける方法

ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。)の行う運送を利用することにより特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又は貸し付ける場合(ハに掲げる場合を除く。)にあつては、当該利用の前に証明書類の提示又はその写しの送付を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)により確認させる方法

ハ 譲受人等に対してイ又はロの方法により譲渡し又は貸付けを行った日から三年を経過する日前に、当該譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより当該譲渡し又は貸付けと同一の証明書類に係る特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該証明書類の内容に変更がない旨及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)により確認させる方法

二 譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合、次のいずれかによる方法

イ 譲受人等に対して銃砲等又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証の提示を受ける方法

ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲等又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲等又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書、旅券(出入国管理及び難民認定法第二条第五号)に掲げる旅券をいう。その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる方法

(人を傷害し得る弾丸の運動エネルギーの値)

第九十九条 弾丸の運動エネルギーにつき法第二十一条の三第一項の内閣府令で定める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面であつて当該弾丸の前端からの距離が〇・三センチメートル以内のものに係る面積のうち最大のものに三・五を乗じた値とする。

(準空気銃製造業等の届出の手續)

第百条 法第二十一条の三第一項第四号の規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十七号の準空気銃製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十七号の準空気銃製造等届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3 第一項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府県公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。

4 第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る事業を廃止した場合においては、同項の規定により届出をした都道府県公安委員会にその旨を届け出なければならない。

(刃体の長さの測定の方法)

第百一条 法第二十二條の内閣府令で定める刃体の長さの測定の方法は、刃物の切先(切先がない刃物又は切先が明らかでない刃物にあつては、刃体の先端。以下この条において同じ。)と柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さを計ることとする。

2 次の各号のいずれかに該当する刃物については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法により計ることとする。

一 刃体と柄部との区分が明らかでない切出し、日本かみそり、握りばさみ等の刃物 刃物の両端を結ぶ直線の長さを計り、その長さから八センチメートルを差し引く。

二 ねじがあるはさみ 切先とねじの中心とを結ぶ直線の長さを計る。

3 刃体の両端に柄がついている等のため前二項に規定する測定の方法によりがたい刃物にあつては、前二項の規定にかかわらず、刃先の両端を結ぶ直線の長さを計ることとする。

4 刃先の両端を結ぶ直線の長さが第一項又は第二項に規定する測定の方法により計つた刃体の長さより長い刃物にあつては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、刃先の両端を結ぶ直線の長さを計ることとする。

(模造拳銃)

第百二条 法第二十二條の二第一項の模造拳銃について内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる措置を施していないものとする。

一 銃腔に相当する部分を金属で完全に閉塞すること。

二 表面(銃把に相当する部分の表面を除く。)の全体を白色又は黄色とすること。

2 法第二十二條の二第一項ただし書の規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十八号の模造拳銃製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

3 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十八号の模造拳銃製造等届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

4 第二項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府県公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。

5 第二項に規定する届出をした者は、その届出に係る事業を廃止した場合においては同項の規定により届出をした都道府県公安委員会にその旨を届け出なければならない。

(模擬銃器に該当しない物)

第百三条 法第二十二條の三第一項の銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるものは、銃身、機関部、引き金、撃鉄、撃針(回転弾倉式拳銃の撃針に限る。)、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底に相当する部分、ブレル硬さ試験方法(日本産業規格Z二二四三)により測定した硬さがHB(10/500)九十一以下の金属で作られているもので、別表

第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる構造等のいずれかに該当するものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、法第二十二條の三第二項の規定において準用する法第二十二條の二第一項ただし書の規定による届出について準用する。この場合において、前条第二項

及び第三項中「別記様式第七十八号の模造拳銃製造等届出書」とあるのは、「別記様式第七十九号の模擬銃器製造等届出書」と読み替えるものとする。

(模造刀剣類)

第百四条 法第二十二條の四の模造刀剣類について内閣府令で定めるものは、刀、劍、やり、なぎなた若しくはあいくち若しくは類似する形態を有するもの又は飛出しナイフに著しく類似する形態及び構造を有するものとする。

(銃砲刀剣類等一時保管書の交付等)

第百五条 警察官は、法第二十四條の二第二項の規定により銃砲刀剣類等を一時保管した場合においては、当該銃砲刀剣類等を提出した者に別記様式第八十号の銃砲刀剣類等一時保管書を交付するものとする。

2 法第二十四條の二第五項の規定による一時保管に係る銃砲刀剣類等の引継ぎは、別記様式第八十一号の一時保管銃砲刀剣類等引継書によつて行うものとする。

(一時保管した銃砲刀剣類等の返還)

第百六条 法第二十四條の二第六項の規定による一時保管に係る銃砲刀剣類等の返還は、銃砲刀剣類等一時保管書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

(一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない場合の通知)

第百七条 法第二十四條の二第七項の規定により銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない場合は、その旨を当該銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を提出した者に通知するものとする。

(一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付)

第百八条 第四十一條の規定は、法第二十四條の二第八項において準用する法第八條第九項の規定により売却した代金の交付について準用する。この場合において、第四十一條中「仮領置書」とあるのは、「銃砲刀剣類等一時保管書」と読み替えるものとする。

(公告事項等)

第百九条 法第二十四條の二第九項の内閣府令で定める事項は、同条第二項の規定により一時保管をした日時、場所及び物件並びに当該物件の提出者の住所及び氏名とする。

2 法第二十四條の二第九項に規定する公告は、前項に規定する事項を、同条第二項の規定により一時保管をした場所を管轄する警察署の掲示場に掲示して行なうものとする。

3 前項の公告は、掲示を開始した日から起算して十四日間行なうものとする。

(仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継)

第百十條 法第二十五條第二項の規定による仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継は、別記様式第八十二号の仮領置銃砲等又は刀剣類引継書によつて行うものとする。

(引渡書)

第百十一條 法第二十五條第三項第二号に該当する旨の申出があつた場合においては、別記様式第八十三号の申出受理簿に申し出た者の住所地その他必要な事項を録取し、あらかじめ当該申し出た者の住所地を管轄する警察署長に通報した後、別記様式第八十四号の引渡書を交付するものとする。

(法第二十五條第五項の期間の延長の承認)

第百十二條 法第二十五條第五項の期間の延長の承認を受けようとする者は、別記様式第八十五号の期間延長承認申請書を当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出するものとする。

(銃砲等又は刀剣類の提出命令)

第百十三條 法第二十七條第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の提出を命ずる場合においては、別記様式第八十六号の提出命令書を交付して行うものとする。

(提出を命じた銃砲等又は刀剣類を売却した代金の交付)

第百十四條 第四十一條の規定は、法第二十七條第三項において準用する法第八條第九項の規定により売却した代金の交付について準用する。この場合において、第四十一條中「仮領置書」とあるのは、「提出命令書」と読み替えるものとする。

（記録票等）
第百十五條 法第二十八條第一項に規定する記録票には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 銃砲 銃砲の種類、名称、型、番号、口径及び銃身の長さ並びに被貸与者の氏名及び職名
- 二 クロスボウ クロスボウである旨、名称、型、番号、全長及び全幅並びに被貸与者の氏名及び職名

2 法第二十八條の規定による銃砲等の管理責任者は、十二月末日においてその管理する銃砲等の種別、名称、型及び番号を別記様式第八十七号により、翌年一月末日までに国家公安委員会に通知しなければならない。

（電磁的方法による記録票の作成等）

第百十六條 前条第一項に規定する記録票は、電磁的方法により記録することにより作成し、当該記録に係る記録媒体により保存することができる。

2 前条第二項に規定する通知は、電磁的方法による記録に係る記録媒体を送付することによつて行うことができる。

（台帳の整理）

第百十七條 都道府県公安委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ台帳に登録し、異動のあるごとに整理しなければならない。

- 一 法第三條第一項第十一号から第十五号まで、第二項若しくは第三項、第十条の八第一項、第十条の八の二第一項、第二十一条の第一項第四号、第二十二条の二第一項又は第二十二條の三第二項の規定により届出を受けた場合
- 二 法第二項の三第二項、第五條の三の二第二項、第五條の四第二項、第五條の五第二項、第七條第一項、第九條の五第二項、第九條の十第二項、第九條の十三第二項、第九條の十四第二項又は第九條の十六第一項の規定により講習修了証明書、合格証明書、技能講習修了証明書、許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書又はクロスボウ射撃資格認定証を交付した場合
- 三 法第七條の三第二項の規定により許可の更新をした場合
- 四 法第九條の二第一項、第九條の三の二第一項、第九條の四第一項又は第九條の九第一項の規定により指定射撃場、猟銃等射撃指導員、クロスボウ射撃指導員、教習射撃場又は練習射撃場を指定した場合

（電磁的方法による保存等に係る基準）
第百十八條 第十三條（第四十二條第二項において準用する場合を含む）、第四十八條、第六十條（第七十三條において準用する場合を含む）、第七十三條の三、第八十六條又は第九十二條の規定による記録又は保存をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

附則抄

1 この府令は、法の施行の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。

2 銃砲刀剣類等所持取締法施行規則（昭和二十五年総理府令第四十五号）は、廃止する。

1 この府令は、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第七十二号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

附則（昭和四〇年六月二五日総理府令第三〇号）

この府令は、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第四十七号）の施行の日（昭和四十年七月十五日）から施行する。

附則（昭和四一年九月七日総理府令第四五号）

1 この府令は、昭和四十二年一月一日から施行する。

2 この府令施行の際許可を受けている者の現に有する許可証の様式については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「改正府令」という。）別記様式第九号及び第十号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

3 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十号）附則第五項の規定による更新を受けようとする者は、改正府令第十一条の二第一項の規定によるほか、改正府令第四条第四項第一号二に掲げる書類を提示しなければならない。

附則（昭和四一年二月二五日総理府令第五六号）

この府令は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附則（昭和四二年一月八日総理府令第五一号）

1 この府令は、住民基本台帳法の施行の日（昭和四十二年十一月十日）から施行する。

2 この府令の施行前に改正前の関係総理府令の規定に基づき旧住民登録法の規定による住民票の謄本又は抄本を添付して行なつた申請又は届出は、改正後の関係総理府令の規定に基づき住民基本台帳法の規定による住民票の写しを添付して行なわれたものとみなす。

3 この府令の施行の際現に旧住民登録法の規定により交付されている住民票の謄本又は抄本は、改正後の関係総理府令の規定により申請書又は届出書に添付すべき住民基本台帳法の規定による住民票の写しに替えることができる。

附則（昭和四五年六月二六日総理府令第二三号）

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令の施行の際現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定により空気散弾銃の所持の許可を受けている者が所持する当該空気散弾銃に関する銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第六條の二第二項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四六年四月二二日総理府令第二五号）抄

1 この府令は、昭和四十六年五月二十日から施行する。ただし、第十七条の次に第十七条の二を加える改正規定は、昭和四十六年十月二十日から施行する。

3 この府令施行の際許可を受けている者の現に有する証明書及び許可証の様式については、改正府令別記様式第一号の三並びに第十号の二及び第十号の三の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和五〇年三月三一日総理府令第一六号）

この府令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五二年九月一〇日総理府令第四〇号）

この府令は、昭和五十二年十二月一日から施行する。

附則（昭和五三年八月二三日総理府令第三六号）抄

（施行期日）

1 この府令は、昭和五十三年九月一日から施行する。ただし、第四条第一項及び第三項の改正規定、同条第三項の次に二項を加える改正規定（法第五條の五第一項の規定による猟銃の所持の許可に係る部分に限る。）、第五條第一項から第三項までの改正規定（法第五條の五第四項の規定による推薦に係る部分に限る。）、第六條第一項の改正規定、第六條の二の改正規定、第六條の六の次に三條を加える改正規定、第八條の改正規定（法第五條の五第五項の規定による許可に係る部分に限る。）、第十條第二項の改正規定、第十一條の改正規定、第十一條の二の次に七條を加える改正規定（第十條の十から第十一條の十九までに係る部分に限る。）、別表を別表第一とし、附則の次に一表を加える改正規定（法第五條の五第一項の規定による許可に係る部分、合格証明書又は教習修了証明書に係る部分及びやむを得ない事情を明らかにした書類に係る部分に限る。）、別記様式第七号の四の次に三様式を加える改正規定、別記様式第十号の二を第十号の四とし、同様式の前に一様式を加える改正規定（別記様式第十号の三に係る部分に限る。）、別記様式第十二号の二の次に十七様式を加える改正規定（別記様式第十二号の八から第十二号の十五までに係る部分に限る。）並びに附則第四項の規定（第十二條第三号中「第四号」の下に「、第五條の五」を加える部分に限る。）は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 昭和五十六年十一月三十日までの間は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十一条の十一第一号中「猟銃に係る射撃の指導を二年以上継続して行つてゐる者であること」とあるの

は、「猟銃に係る射撃の指導を一年以上継続して行っている者又は法第四条第一項第一号の許可を受けて猟銃を所持している期間が通算して五年以上である者」とする。

3 この府令の施行前に交付された銃砲刀剣類所持等取締法第七條第一項の規定による同法第四条第一項第一号から第五号までの許可に係る許可証の様式については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第九号及び第十号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年六月二日総理府令第二五号) この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年一月一四日総理府令第五六号) この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十五年十一月二十一日)から施行する。

附 則 (平成元年七月三日総理府令第四三号) この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二七日総理府令第五五号) この府令は、自然環境保全法等の一部を改正する法律(平成二年法律第二十六号)の施行の日(平成二年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成三年一月二九日総理府令第四二号) (施行期日) この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成三年法律第五十二号)の施行の日(平成四年三月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日前に交付された使用人届出済証明書、講習修了証明書、技能検定合格証明書、許可証及び仮領置書は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第三号、第七号の四、第七号の七、第九号、第十号、第十号の二及び第十二号の三の二の様式にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(以下この項において「旧規則」という。)第十一条の二十二号の規定により記載がなされた同号の備付け銃出納簿については、旧規則第十一条の二十二号(二に係る部分に限る。)の規定は、なお効力を有する。

附 則 (平成五年六月一五日総理府令第三三三号) この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成六年三月四日総理府令第九号) 抄 1 この府令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、遺失物法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令及び警備業法施行規則に規定する様式による書面については、当分の間、それぞれ改正後のこれらの府令に規定する様式による書面とみなす。

附 則 (平成七年五月二三日総理府令第二九号) この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成七年法律第八十九号)の施行の日(平成七年六月十二日)から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日総理府令第五号) 抄 (施行期日) 1 この府令は、平成十年四月一日から施行する。(経過措置) 2 この府令の施行前に交付された銃砲刀剣類所持等取締法第七條第一項の規定による同法第四条第一項第一号の許可に係る許可証の様式については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第九号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年七月二九日総理府令第五〇号) 1 この府令は、平成十年八月一日から施行する。

2 教習用備付け銃管理票及び練習用備付け銃管理票の様式については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第十二号の十六及び第十二号の十九の七の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一一年一月二日総理府令第二号) (施行期日) 1 この府令は、公布の日から施行する。(経過措置) 2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令、警備業法施行規則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令、警備業法施行規則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則 (平成二二年三月三〇日総理府令第二九号) この府令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成二二年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年八月二四日総理府令第八九号) 抄 (施行期日) 1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年一月七日内閣府令第六九号) (施行期日) 1 この府令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日(平成十四年十一月十四日)から施行する。(経過措置) 2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第七号の六に規定する様式については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第七号の六に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一五年四月三日内閣府令第三八号) (施行期日) 1 この府令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行の日(平成十五年四月十六日)から施行する。(経過措置) 2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式による書面については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一七年六月二九日内閣府令第七九号) この府令は、介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二五日内閣府令第一号) この府令は、介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日内閣府令第三四号）

この府令は、介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第一条本文の規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年八月二日内閣府令第七六号）

（施行期日）

1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十一号）の施行の日（平成十八年八月二十一日）から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行前に交付された銃砲刀剣類等一時保管書の様式については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第十五号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二〇年八月一日内閣府令第四八号）

この府令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二二年五月二八日内閣府令第二九号）

この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

附則（平成二二年一月二八日内閣府令第六八号）

（施行期日）

1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月四日）以下「施行日」という。から施行する。

（経過措置）

2 施行日から起算して二月を経過する日までの間に有効期間が満了する猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係るこの府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「新府令」という。）第十六条及び第三十五条の規定の適用については、これらの規定中「二月」とあるのは、「十五日」とする。

3 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者についての新府令第七十六條第一項及び第三項の規定の適用については、施行日から起算して一月を経過する日までの間は、第七十六條第一項第六号中「法第四條第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員」とあるのは、「法第四條第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員又は同項第一号の規定による許可を受けた射撃指導員であつて同項第五号の二の規定による許可を受けようとして法第四條の二第二項の規定による許可申請書を提出しているもの」と、第七十六條第三項第三号中「法第四條第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可」とあるのは「法第四條第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可又は同項第一号の規定による許可を受けた射撃指導員であつて同項第五号の二の規定による許可を受けようとして法第四條の二第二項の規定による許可申請書を提出しているもの」の当該同項第一号の規定による許可」とする。この場合において、別記様式第六十六号中「法第四條第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員」とあるのは「法第四條第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員であつて同項第一号の規定による許可を受けた射撃指導員」とする。

4 新府令第九十九條第一号口及び第二号口の規定は、施行日以後に貨物自動車運送事業者が譲渡人又は貸付人の依頼を受けて銃砲又は刀剣類の受取を行った場合について適用する。

5 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式による書面については、新府令及び改正後の猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成二四年六月一八日内閣府令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第四条 この府令の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二四年九月四日内閣府令第五八号）

この府令は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十四年九月二十八日）から施行する。

附則（平成二五年六月二四日内閣府令第三八号）

（施行期日）

1 この府令は、平成二五年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行前に受けた銃砲刀剣類所持等取締法第四條の第三第一項（同法第七條の第三第三項において準用する場合を含む。）の検査の結果については、この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「旧府令」という。）第十五條の式により算出した数値が三十六以上である者は、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「新府令」という。）第十五條の式により算出した数値が四十九未満である者とみなし、旧府令第十五條の式により算出した数値が三十六未満である者は、新府令第十五條の式により算出した数値が四十九以上である者とみなす。

3 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十六條第二項の規定により銃砲刀剣類所持等取締法第四條の第三第一項（同法第七條の第三第三項において準用する場合を含む。）の検査を受けたものとみなされる者から提示があつた銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十六條第二項の書類に係る道路交差点法（昭和三十五年法律第五十号）第九十七條の二第二項第三号イに規定する検査でこの府令の施行前に受けたものの結果については、旧府令第十五條の式により算出した数値が三十六以上である者は、新府令第十五條の式により算出した数値が四十九未満である者とみなし、旧府令第十五條の式により算出した数値が三十六未満である者は、新府令第十五條の式により算出した数値が四十九以上である者とみなす。

附則（平成二六年一月二八日内閣府令第七七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一月二八日内閣府令第七八号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年一月三〇日内閣府令第六六号）

（施行期日）

1 この府令は、平成二七年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式による書面については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及びこの府令による改正後の猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成二七年二月二四日内閣府令第七七号）

この府令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年五月二十九日）から施行する。

附則（平成二七年三月一八日内閣府令第九号）

（施行期日）

1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
（経過措置）

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する様式による書面については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成二十七年一月二十七日内閣府令第六八号）抄
（施行期日）

1 この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「番号利用法整備法」という。）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第九十八条第二号ロの規定の適用については、番号利用法整備法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード（氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。

附 則（平成二十八年一月二十七日内閣府令第六三三号）
（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年二月二日内閣府令第六四号）
（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二日内閣府令第二二二号）
（施行期日）

1 この府令は、令和元年七月一日から施行する。
（経過措置）

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する内閣府令に規定する様式による書面については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、核燃料物質等に関する内閣府令、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和元年九月二十七日内閣府令第三三三号）
（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年二月二日内閣府令第四四号）
（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二十八日内閣府令第八五号）
（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。
旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年七月二日内閣府令第五一七号）
（施行期日）

この府令は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年九月十五日）から施行する。

附 則（令和四年一月二十七日内閣府令第四四号）
（施行期日）

1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年三月十五日。第四条において「施行日」という。）から施行する。
（仮領置に関する経過措置）

2 改正法附則第二条第三項において準用する改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第二十六条第二項の内閣府令で定める手続については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「新府令」という。）第三十八条の規定を準用する。

3 改正法附則第三条第五項において読み替えて準用する新法第十一条第十項の内閣府令で定める手続については、新府令第四十条の規定を準用する。
（クロスボウ射撃指導員の基準に関する経過措置）

4 施行日から起算して二年を経過する日までの間に新法第九条の三の二第一項の指定の申請をした者については、新府令第四十二条の二の規定を適用する場合には、同条第三号に掲げる基準については、同号の規定にかかわらず、クロスボウを二年以上継続して所持しており、かつ、新法第四条第一項第一号又は第五号の三の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者であることとする。

（クロスボウの保管の設備及び方法の基準に関する経過措置）

5 改正法附則第二条第三項において準用する新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、銃を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、クロスボウに覆いかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。

6 改正法附則第三条第一項の規定により新法第四条の許可を受けたものとみなされる特定クロスボウ所持者が所持する特定クロスボウの保管に係る新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、新府令第八十三条の二の規定にかかわらず、銃を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、クロスボウに覆いかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。

（確認又は許可証の提示の方法に関する経過措置）

7 改正法附則第二条第三項において読み替えて準用する新法第二十一条の二第二項の内閣府令で定める方法については、新府令第九十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当」とあるのは「若しくは第十四号又は特定クロスボウについて輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者に該当」と、同号イ中「法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類（以下「特定銃砲刀剣類等」という。）とあるのは「特定クロスボウ」と、「銃砲等若しくは刀剣類」とあるのは「クロスボウ」と、「教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人に係る銃砲刀剣類製造等届出書」とあるのは「銃砲刀剣類製造等届出書又は当該

譲受人等が特定クロスボウの輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者であることを証明する書類」と、「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定クロスボウ」と、同号口中「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定クロスボウ」と、同号ハ中「三年を経過する日前」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行の日から起算して六月を経過する日までの間」と、「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定クロスボウ」と、同条第二号中「銃砲等又は刀剣類」とあるのは「特定クロスボウ」と読み替えるものとする。
（様式に関する経過措置）

第八条 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する様式による書面については、新府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和四年一月二十八日内閣府令第五号）

（施行期日）

1 この府令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行の際現に銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十二条第三項又は第十三条（これらの規定をこの府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下この項及び次項において「旧府令」という。）第四十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する帳簿又は記録を保存している銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（以下この項において「改正令」という。）による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十一条第二項、第十三条第二項若しくは第二十八条第二項第一号に規定する日本スポーツ協会の加盟地方団体又は旧府令第四十二条第一項第一号に規定する公益財団法人日本スポーツ協会の加盟地方団体は、速やかにその帳簿又は記録を、改正令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十一条第二項、第十三条第二項若しくは第二十八条第二項に規定する日本スポーツ協会又はこの府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（次項において「新府令」という。）第四十二条第一項第一号に規定する公益財団法人日本スポーツ協会に引き渡さなければならない。

3 この府令の施行の際現に旧府令第四十二条第一項第一号に規定する公益財団法人日本スポーツ協会の加盟地方団体から同号の規定による推薦をされている者は、新府令第四十二条第一項第一号に規定する公益財団法人日本スポーツ協会から同号の規定による推薦をされた者とみなす。

附 則（令和四年四月一四日内閣府令第三四号）

（施行期日）

1 この府令は、令和四年五月十三日から施行する。

（経過措置）

2 道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号。以下この項において「改正法」という。）による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する検査は、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（次項において「新府令」という。）第十六条第二項の規定の適用については、改正法による改正後の同号イに規定する認知機能検査等とみなす。

3 銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第三項（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の検査（前項の規定によりみなして適用される新府令第十六条第二項の規定により受けたものとみなされるものを含む。）であつてこの府令の施行前に受けたものの結果については、この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下この項において「旧府令」という。）第十五条の式により算出した数値が四十九以上である者は、新府令第十五条の式により算出した数値が三十六以上である者とみなし、旧府令第十五条の式により算出した数値が四十九未満である者は、新府令第十五条の式により算出した数値が三十六未満である者とみなす。

別表第一（第十一条関係）

申請書に添え、又は提示する書類	許可等を受けようとする者	イ 法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けている者	ロ 法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けている者	ハ 法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者	ニ 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者
	申請書に添え、又は提示する書類	イ 法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等を除く。） （一）法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等に限る。）及び法第五条の二第三項第六号に該当する者 （二）法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者 （三）法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者 （四）法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	ロ 法第五条の二第三項第一号に該当する者 （一）法第五条の二第三項第二号又は第三号に該当する者 （二）法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	ハ 法第五条の二第三項第一号又は第三号に該当する者 （一）法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者 （二）法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	ニ 法第五条の二第三項第一号又は第三号に該当する者
申請書	○	○	○	○	○
住民票	○	○	○	○	○
講習修了証明書	○	○	○	○	○
合格証明書	○	○	○	○	○
技能講習修了証明書	○	○	○	○	○
許可証	○	○	○	○	○
やむを得ない事情を明らかにした書類	○	○	○	○	○
使用履歴書	○	○	○	○	○

二 法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可	法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けている者	(2) 法第五条の二第三項第四号又は第五号に該当する者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三 法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可	法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四 法第五条の四第一項の規定による技能検定	法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
五 法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新	法第五条の二第三項第一号に該当する者(射撃競技参加選手等を除く。)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
六 法第七条の三第二項の規定による空気銃の所持の許可の更新	法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
七 法第七条の三第三項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新	法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八 法第九条の五第一項の規定による射撃講習を受ける資格の認定	法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
九 法第九条の五第二項の規定による射撃講習を行う資格の認定	法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十 法第九条の五第三項の規定による空気銃(空気銃を除く。)の射撃講習を行う資格の認定	法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十一 法第九条の五第四項の規定による空気銃の射撃講習を行う資格の認定	法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

十二 法第九条の五第六項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定	法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	空気銃の所持の許可を受けている者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備考	<p>一 ○印は、許可等を受けようとする者欄の区分ごとに、申請書に添える(講習修了証明書、合格証明書、教習修了証明書、技能講習修了証明書及び許可証については、提示する)書類を示すものとする。</p> <p>二 住民票の写しは本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。</p> <p>三 講習修了証明書とは、法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を申請する場合、法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を申請する場合及び法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定の申請をする場合にあつては法第五条の三の二第二項の講習修了証明書をいい、それ以外の場合にあつては法第五条の三第二項の講習修了証明書をいう。</p> <p>四 合格証明書とは、法第五条の四第二項の合格証明書をいい、教習修了証明書とは、法第九条の五第五項の教習修了証明書をいう。</p> <p>五 技能講習修了証明書とは、法第五条の五第二項の技能講習修了証明書をいう。</p> <p>六 許可証とは、許可等を受けようとする者が現に交付を受けている法第四条第一項第一号の規定による空気銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可に係る許可証をいう。ただし、許可等を受けようとする者欄に許可を受けている空気銃若しくは空気銃又はクロスボウの別が掲げられている場合にあつては当該空気銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可に係る許可証に、許可の更新の場合にあつては当該更新を受けようとする空気銃又はクロスボウの所持の許可に係る許可証に、許可に係る許可証に限る。</p> <p>七 やむを得ない事情を明らかにした書類とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可の申請をすることができなかった事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類、法第五条の二第三項第三号に該当する者にあつては、令第十四条各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかった事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類をいう。</p> <p>八 使用実績報告書は、別記様式第七十四号のとおりとする。</p> <p>九 経歴書は、別表第一の別記様式のとおりとする。</p> <p>十 射撃競技参加選手等とは、当該種類の銃銃に係る令第十三条第一項に規定する射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして同条第二項に規定する者から推薦された者をいう。</p> <p>十一 法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者のうち、受けようとする認定の数が二以上である者は、別表第一に規定する申請人の写真の枚数にかかわらず、受けようとする認定の数に二を加えた枚数の写真を提出するものとする。</p> <p>十二 法第九条の三第一項の銃銃等射撃指導員にあつては、銃銃等講習会の講習修了証明書に代えて第四十四条の射撃指導員指定書(銃銃等射撃指導員に係るものに限る。)を、法第九条の三の二第一項のクロスボウ射撃指導員にあつては、クロスボウ講習会の講習修了証明書に代えて第四十四条の射撃指導員指定書(クロスボウ射撃指導員に係るものに限る。)を提示するものとする。</p> <p>十三 第十一項第五号又は第六号に規定する者にあつては、技能講習修了証明書を提示することを要しない。</p>																			

十四 法第五条の二第三項第二号に該当する者で、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかったもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類を提出することを要しない。

別表第1の別記様式

別表第1の別記様式

(表)
経 歴 書
年 月 日
申請人氏名

職 歴	期 間	勤 務 先 ・ 職 務 内 容
	年 月から 年 月まで	
年 月から 年 月まで		
年 月から 年 月まで		
年 月から 年 月まで		
年 月から 年 月まで		
住 所 歴	期 間	住 所
	年 月から 年 月まで	
	年 月から 年 月まで	
	年 月から 年 月まで	
	年 月から 年 月まで	
	年 月から 年 月まで	

(表)

期 間	銃 種 等	処 理 結 果
年 月 月から 年 月 月まで		
年 月 月から 年 月 月まで		
年 月 月から 年 月 月まで		
年 月 月から 年 月 月まで		
犯 歴 の 内 容		
年 月		
銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に係る病氣、同項第4号に係る中毒又は同項第5号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。		有・無

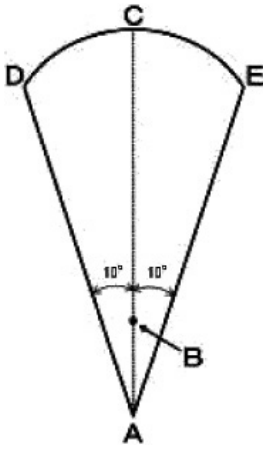
- 備考 1 過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
- 2 職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
- 3 住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。
- 4 銃等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る銃等若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。
- 5 銃等又はクロスボウ所持歴欄中期間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の銃等・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
- 6 犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表第2の別図

別表第二（第八十二条の四関係） 区分	措置
クロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウで射撃をする場合（クロスボウ射撃指導員がいない場合であつて、当該クロスボウ射撃指導員の内容を勘案して、当該クロスボウ射撃指導員の指導を受けた者が、当該指導の内容に従つて、当該指導を受けた場所とを同一の場所で、当該指導を受けた場所を含まない）又はクロスボウ射撃指導員が自らクロスボウで射撃をする場合	一 別図に示す範囲の危険区域（当該危険区域内に、都道府県公安委員会が当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢による危害を防止する上で有効であると認められる区域）が執行されており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域を除いた区域（次号及び第三号において同じ。）について、正同一の場所、当該指導を受けた場所とを同一の者が立ち入ることが禁止されること。
前項に規定する場合以外の場合においてクロスボウで射撃をするとき。	二 危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入ってはならない旨の表示がされていること。 三 危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物が無いこと。 四 標的の後方であつて、発射された矢の通常到達する場所に、当該矢の衝突に耐えることができる材質のものでできているバックストップがあること。

回転弾倉式拳銃銃身に相当する部分と機関部体に相当する形態する部分とが一体として製造されているもの

別表第三(第百三条関係)

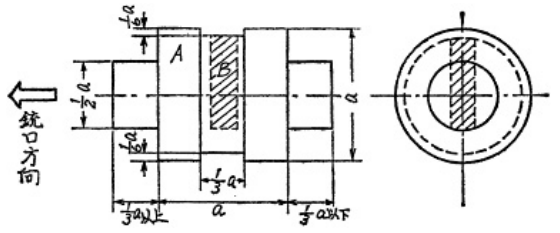


A	射撃をする者の位置
B	標的の中心
AC	使用する矢の最大到達距離
弧DE	Aを中心とし、ACを半径とする弧
扇形ADE	危険区域

銃身に相当する部分の基部に別図一に示す構造、材質及び大きさの金属(以下「インサート」という。)が別図二のとおり鑄込まれているものであつて、弾倉に相当する部

別図一

自動装填式拳銃に類似する形態を有する物	銃身に相当する部分と尾筒に相当する部分とが一体として鑄造されているもの	分の内部に別図三に示す形状、材質及び大きさの金属が別図四のとおり二以上鑄込まれ、かつ、薬室に相当する部分相互間の隔壁が別図五のとおり切断されているもの銃身に相当する部分の基部にインサートが別図二のとおり鑄込まれ、かつ、弾倉に相当する部分に薬室に相当する部分がないもの
銃、機関銃又は猟銃に類似する形態を有する物	銃身に相当する部分と機関部体に相当する部分とが一体として鑄造されているもの(下欄のインサートが鑄込まれる部分の前部で、銃身に相当する部分の一部が分解することができるものを含む。)	銃身に相当する部分と機関部体又は尾筒に相当する部分とが一体として作られ、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの玩具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの
銃身に相当する部分と機関部体に相当する部分とが一体として鑄造されているもの	銃身に相当する部分と機関部体又は尾筒に相当する部分とが一体として鑄込まれる部分の前部で、銃身に相当する部分の一部が分解することができるものを(含む。)	銃身に相当する部分と機関部体又は尾筒に相当する部分とが一体として作られ、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの玩具煙火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの

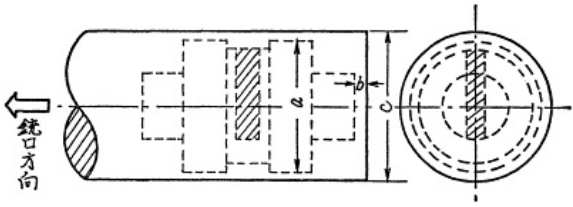


1 Aは、ロツクウエル硬さ試験方法（日本産業規格Z 2 2 4 5）により測定した硬さが $H_R C 6 0$ 以上の鋼材

2 Bは、超硬合金（日本産業規格H 5 5 0 1）とし、直径 $1/6 a$ 以上、長さ $2/3 a$ 以上の円柱状のもの

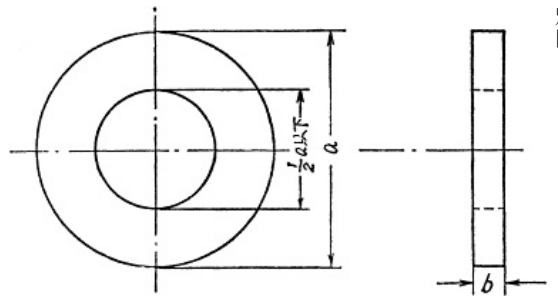
3 Bは、直径 $1/2 a$ 以上の球状の超硬合金に替えることができる。

別図 2



1 cは、銃身に相当する部分の基部の外径

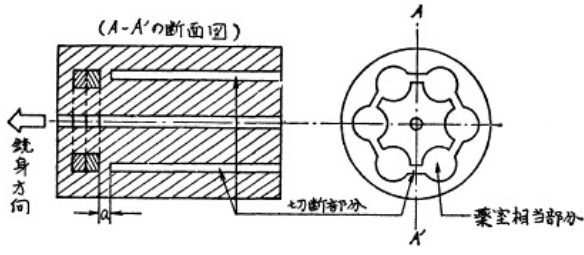
2 cとaの差は、3 mm 以下
3 bは、5 mm 以下
別図 3



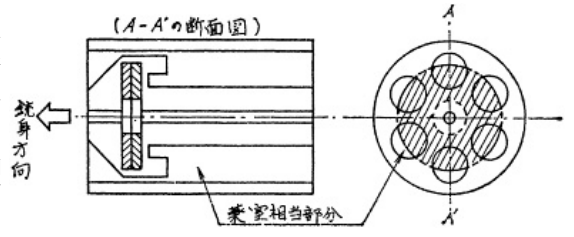
1 材質は、ロツクウエル硬さ試験方法（日本産業規格Z 2 2 4 5）により測定した硬さが $H_R C 6 0$ 以上の鋼材

2 aは、各薬室の中心点を通る円の直径以上
3 bは、2.5 mm 以上
別図 4

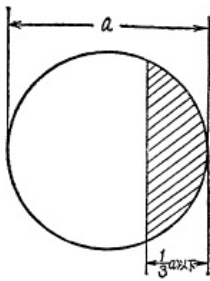
別図6
 2 1
 aは、5 mm以下



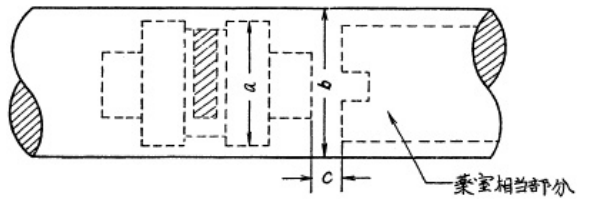
別図5
 斜線部分は、鋼材

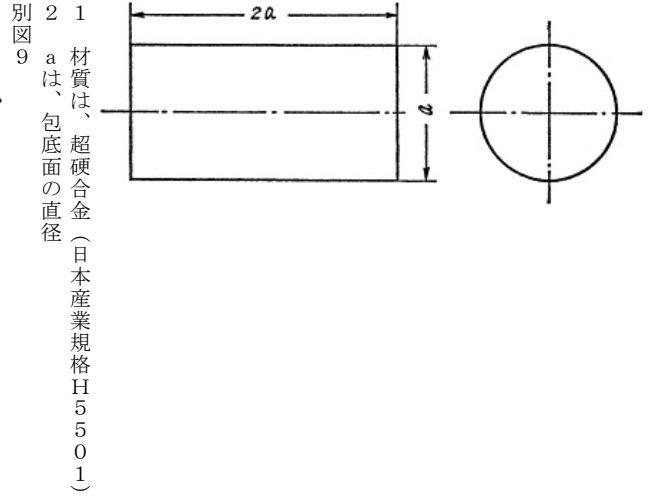
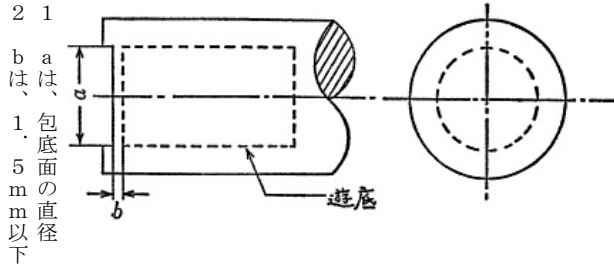


別図8
 2 1
 aは、包底面の直径
 撃針に相当する部分は、その先端が斜線部分の範囲内に位置するように取り付けられていること。



別図7
 3 2 1
 cは、5 mm以下
 bは、銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部の外径
 bとaの差は、3 mm以下





別記様式
第1号(第4条関係)

銃砲刀剣類製造等届出書
銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第 号の規定により、 の
を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住所
氏名

主たる事務所の名称、所在地及び電話番号	
事業場の名称、所在地及び電話番号	
責任者の氏名、住所及び電話番号	
銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類の種類及び種類別の製造	
月間予定販売数	
事業開始の予定時期	

- 備考 1 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
- 3 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話番号を記載すること。
- 4 第4条第2項の規定による届出事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
- 5 不用の文字は、横線で消すこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第2号(第5条関係)

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第3条第2項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住 所

電話番号

氏 名

届 出 の 種 別	新規、記載事項変更(追加、削除、その他)	
使用させようとする銃砲又はクロスボウ	所持許可証の番号	
	種 類	
	型 式	
	番 号	
人 命 救 助 等 に 従 事 す る 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	届出人との関係	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	届出人との関係	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	届出人との関係	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	届出人との関係	
備 考		

備考 1 届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号又は第2号の2の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。

2 届出の種類欄において、追加とは、使用させようとする銃砲又はクロスボウについて既に人命救助等に従事する者を届け出ている場合において、さらにその銃砲又はクロスボウを使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合においてその者を削除することをいう。

3 クロスボウに係る届出の場合は、種類欄にはクロスボウと記載し、型式欄には片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。

4 届出人との関係欄には、使用人、組員、班員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。

5 第5条第3項の規定により準用する第6条第3項及び第4項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。

6 備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。

7 不用の文字は、横線で消すこと。

8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3号(第5条関係)

(表)

所持の許可を受けた者	住所	
	氏名	
	許可証番号	
	銃の種類	
	銃の型式番号	
折……………り……………目……………		
注 意 事 項		
<p>1 銃砲又はクロスボウの所持の許可を受けた者の指示に基づいて許可に係る銃砲又はクロスボウを業務上使用するため所持する場合には、この証明書を許可を受けた者より交付を受けて携帯すること。</p> <p>2 この証明書を持っていても、許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するためでなければ、許可に係る銃砲又はクロスボウを所持することはできない。</p>		
折……………り……………目……………		
第 号		
交付 年 月 日		
人命救助等に従事する者届出済証明書		
公安委員会 印		
8.56センチメートル		

16.2センチメートル

5.40センチメートル

5.40センチメートル

5.40センチメートル

(裏)

人命救助等に	氏名		. . . 生
	届出人との関係		
	氏名		. . . 生
	届出人との関係		
従事する者	氏名		. . . 生
	届出人との関係		
	氏名		. . . 生
	届出人との関係		
折……………り……………目……………			
備考			

備考 所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号又は第2号の2の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

	生 年 月 日	
	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

第5号(第6条関係)

第5号(第6条関係)

(表)

届出に係る事業場等	名 称	
	所 在 地	
	責任者等	
.....折.....り.....目.....		
注 意 事 項		
<p>1 業務のために銃砲若しくはクロスボウ若しくは刀剣類又は拳銃部品を携帯する場合には、必ずこの証明書を携帯すること。</p> <p>2 この証明書を持っていても、業務のためでなければ、銃砲若しくはクロスボウ若しくは刀剣類又は拳銃部品を所持することはできない。</p>		
.....折.....り.....目.....		
第 号		
交付 年 月 日		
使用人届出済証明書		
公安委員会 印		

8.56センチメートル

16.2センチメートル

5.40センチメートル

5.40センチメートル

5.40センチメートル

(表)

使 用 人	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
折……………り……………目……………		
使 用 人	写 真	
	押し出し スタンプ	
折……………り……………目……………		
備 考		

第6号(第9条関係)

第6号(第9条関係)

(表)

銃 砲 所 持 許 可 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申 請 人	本 籍			
	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日(歳)
	電 話 番 号			
申 請 件 数	件	※申請に係る銃砲欄(別紙)を作成すること。		
関 係 証 明 書 等	交 付 年 月 日	番 号	交 付 者	
猟銃・空気銃所持許可証				
猟銃等講習会の講習修了証明書				
技能検定合格証明書				
技能講習修了証明書				
教習修了証明書				

(表)

同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(人)
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 <small>(銃銃の許可申請者のみ回答)</small> <input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書(年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書(年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 住民票の写し(年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 経歴書(年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> その他()

- 備考 1 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
- 2 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃砲について記載すること。
- 3 銃銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
- 4 同居人の欄には、その有無の該当する方の口内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
- 5 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にレ印を記入すること。
- 6 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの口内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

(表)

				/ 件
銃 砲 随 附	<input type="checkbox"/> 譲渡等承諾書のとおり			
	種 類		銃 番 号	
	型 式		銃 の 全 長	センチメートル
	商 品 名 等		銃 身 長	センチメートル
	公称口(番) (実測口径)	ミリメートル インチ 番 (ミリメートル)	弾倉型式及び 充填可能 弾数	
	特 徴		替 え 銃 身	
用 途	法第4条第1項に規定する用途			
	第1号	<input type="checkbox"/> 狩 猟	<input type="checkbox"/> 有 害 鳥 獣 駆 除	<input type="checkbox"/> 標 的 射 撃
	第2号	<input type="checkbox"/> 人 命 救 助	<input type="checkbox"/> 動 物 麻 酔	<input type="checkbox"/> と 殺 <input type="checkbox"/> 漁 業 <input type="checkbox"/> 建 設 業
		<input type="checkbox"/> その他の産業の用途()		
	第3号	<input type="checkbox"/> 第4号	<input type="checkbox"/> 第5号	<input type="checkbox"/> 第5号の 2 <input type="checkbox"/> 第8号 <input type="checkbox"/> 第9号 <input type="checkbox"/> 第10号
法第6条第1項に規定する用途				
現 有 者	<input type="checkbox"/> 譲渡等承諾書のとおり			
	住所			
	氏名			
	電話番号			

(表)

- 備考 1 所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
- 2 申請時において銃砲欄(種類欄を除く。)又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄に記載することを要しない。
- 3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある口内にレ印を記入すること。
- 4 銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、麻醉銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びょう打銃、建設用綱索発射銃、鉱さい破砕銃等の別を記載すること。
- 5 型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
- 6 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
- 7 公称口(番)径欄の実測口径(銃口先端の内径について測定した長さ)は、公称口(番)径が不明なものに限り記載すること。
- 8 特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
- 9 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
- 10 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
- 11 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面(空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面)までの長さ(回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。)を記載すること。
- なお、産業用銃砲等で銃身長測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。
- 12 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
- 13 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
- 14 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を7及び11により記載すること。
- 15 用途欄には、該当する事項の口内にレ印を記入すること。
- なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
- 16 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第6号の2(第9条関係)

第6号の2(第9条関係)

(表)

クロスボウ所持申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定によるクロスボウの所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍	
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	電 話 番 号	
申 請 件 数	件	※申請に係るクロスボウ(別冊)を作成すること。
関 係 証 明 書 等	交 付 年 月 日	番 号 交 付 者
	クロスボウ所持許可証	
	クロスボウ検査会の検査終了証明書	

(裏)

同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (人)
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 住民票の写し (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 経歴書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> その他 ()

- 備考
- 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
 - 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係るクロスボウについて記載すること。
 - クロスボウ所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 - 同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
 - 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
 - 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

(表)

				/ 件
クロスボウ	<input type="checkbox"/> 譲渡等承諾書のとおり			
	型 式		クロスボウ番号	
	商 品 名		クロスボウの全長	センチメートル
	特 徴		クロスボウの全幅	センチメートル
用 途	法第4条第1項に規定する用途			
	第1号	<input type="checkbox"/> 狩猟	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除	<input type="checkbox"/> 標的射撃
	第2号の2	<input type="checkbox"/> 動物麻酔		<input type="checkbox"/> 漁業
		<input type="checkbox"/> その他の産業の用途 ()		
	第3号	<input type="checkbox"/> 第5号の3	<input type="checkbox"/> 第8号	<input type="checkbox"/> 第9号 <input type="checkbox"/> 第10号
<input type="checkbox"/> 法第6条第1項に規定する用途				
現所有者	<input type="checkbox"/> 譲渡等承諾書のとおり			
	住所			
	氏名			
	電話番号			

(裏)

- 備考 1 所持の許可を求めるクロスボウごとに作成すること。
 2 申請時においてクロスボウ欄又は所持しようとするクロスボウの現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
 3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内にレ印を記入すること。
 4 型式欄には、片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。
 5 特徴欄には、そのクロスボウを特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡、塗色等について記載すること。
 6 クロスボウ番号欄には、クロスボウに付されている固有の番号又は記号を記載すること。ただし、クロスボウに固有の番号又は記号が付されていない場合にあつては、当該欄は記載することを要しない。
 7 クロスボウの全長欄には、弦を引いていない状態における弦と直角の方向のクロスボウの長さを記載すること。
 8 クロスボウの全幅欄には、弦を引いていない状態における弦に平行な方向のクロスボウの長さを記載すること。
 9 用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
 なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、その具体的な用途を括弧内に記載すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第7号(第9条関係)

第7号(第9条関係) (平27内府令6・全改、令元内府令12・令2内府令65・一部改正)

刀剣類所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による刀剣類の所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍	
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	電 話 番 号	
刀 剣 類	種 類	
	刃 渡 り	センチメートル
	製作者名(銘)	
用 途	特 徴	
	<input type="checkbox"/> 法第4条第1項に規定する用途	
	第6号	<input type="checkbox"/> 狩猟 <input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除 <input type="checkbox"/> と殺 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 建設業
	第7号	<input type="checkbox"/> 風俗慣習
	第8号	<input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> その他
	第9号	<input type="checkbox"/> 博覧会 <input type="checkbox"/> その他
	第10号	<input type="checkbox"/> 博物館 <input type="checkbox"/> その他
欠 格 事 由	<input type="checkbox"/> 法第6条第1項に規定する用途	
	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第16号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。	
備 考		

- 備考 1 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
- 2 所持しようとする刀剣類について、種類及び法第4条第1項又は第6条第1項に規定する用途以外の事項が申請時において不明の場合は、その事項の該当欄は記載することを要しない。
- 3 種類欄には、日本刀、狩猟刀、と殺刀、漁業刀、剣、やり、なぎなた等の別を記載すること。
- 4 刃渡り欄には、刀及びなぎなたにあつては切先とむねまちとを結ぶ直線の長さ、剣にあつては切先と二箇所のはまちを結ぶ直線との最長距離、やりにあつては穂先とけし首とを結ぶ直線の長さを記載すること。
- 5 特徴欄には、その刀剣類を特定、識別する上に必要な彫刻、そり、傷、こしらえ等について記載すること。
- 6 用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
- 7 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
- 8 備考欄には、現に許可を受けて所持する刀剣類の種類、許可の年月日、許可証の番号その他必要な事項を記載すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第8号(第9条関係) (平27内府令6・全改、令元内府令12・令2内府令65・一部改正)

技能検定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項の規定による技能検定の受検を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名	本 籍			
	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	電話番号			
現に交付を受けている銃銃・空気銃所持許可証	交付年月日	番 号	交 付 者	
欠 格 事 由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第16号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 <input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
受検希望年月日	年 月 日			
受検希望場所				
受検希望銃種	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の銃銃			
所持希望銃種・形式				

(この欄から下には記載しないこと)

※ 指 定	通知書番号	通知書交付年月日
	受検指定年月日	
※ 実 施	検定年月日	検定場所
	検定の結果	合格証明書番号

- 備考 1 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
- 2 受検希望銃種欄には、該当する銃種の□内にレ印を記入すること。
- 3 所持希望銃種・型式欄には、所持を希望するライフル銃又はライフル銃以外の銃種の別及び単身ポルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第9号(第9条関係)

銃銃等所持許可更新申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定による の所持の許可の更新を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申 請 人	本 籍	
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日(歳)
	電 話 番 号	
申 請 件 数	件	※申請に係る銃砲欄(別紙)を作成すること。
関 係 証 明 書 等	交 付 年 月 日	番 号 交 付 者
現に交付を受けている銃銃・空気銃所持許可証		
銃銃等講習会の講習修了証明書		
技能講習修了証明書		
同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(人)	
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (銃銃の所持許可更新申請者のみ回答) <input type="checkbox"/> 法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。	
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書(年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書(年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 経歴書(年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> その他()	

- 備考 1 申請件数欄は、更新の申請に係る銃砲について、別紙に記載すること。
 2 同居人の欄には、その有無の該当する方の口内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にレ印を記入すること。
 4 省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの口内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

件数	更新の申請に係る銃砲	
/	銃の種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年 月 日
/	銃の種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年 月 日
/	銃の種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年 月 日
/	銃の種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年 月 日
/	銃の種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
	許可番号	
	許可年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第9号の2（第9条関係）

クロスボウ所持許可更新申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍			
	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日（ 歳）
	電 話 番 号			
申 請 件 数	件 詳細に係るクロスボウ(別紙)を作成すること。			
関係証明書等	交付年月日	番 号	交 付 者	
現に交付を受けているクロスボウ所持許可証				
クロスボウ射撃会の講習修了証明書				
同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 人）			
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書（ 年 月 日 公安委員会提出） <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書（ 年 月 日 公安委員会提出） <input type="checkbox"/> 経歴書（ 年 月 日 公安委員会提出） <input type="checkbox"/> その他（ ）			

- 備考 1 申請件数欄は、更新の申請に係るクロスボウについて、別紙に記載すること。
- 2 同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
- 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
- 4 省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

件数	更新の申請に係るクロスボウ		
	許可番号	年月日	年 月 日
／	許可番号	年月日	年 月 日
／	許可番号	年月日	年 月 日
／	許可番号	年月日	年 月 日
／	許可番号	年月日	年 月 日
／	許可番号	年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第10号(第9条関係) (平27内府令6・全改、令元内府令12・令2内府令68・一部改正)

教習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第2項の規定による射撃教習を受ける資格の認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名	本 籍		
	住 所		
	ふりがな		
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
	電 話 番 号		
現に交付を受けている	交付年月日	番 号	交 付 者
銃銃・空気銃所持許可証			
教習希望銃種	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の銃銃		
所持希望銃種・型式			
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第16号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 <input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。		

- 備考
- 1 教習希望銃種には、該当する銃種の□内にレ印を記入すること。
 - 2 所持希望銃種・型式欄には、ライフル銃若しくは散弾銃又はライフル銃及び散弾銃以外の銃銃の別及び単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
 - 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第11号(第9条関係)

練習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍			
	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日(歳)
	電 話 番 号			
	関 係 証 明 書 等	交 付 年 月 日	番 号	交 付 者
	現に交付を受けている 猟銃・空気銃所持許可証			
	猟銃等講習会の講習 修了証明書又は推薦書			
	技能検定合格証明書			
	教習修了証明書			
	練 習 希 望 銃 種	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 空気拳銃以外の空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の猟銃 <input type="checkbox"/> 空気拳銃		
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (猟銃の認定申請者のみ回答) <input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			

省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 両親親族書(年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書(年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 住民票の写し(年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 経歴書(年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> その他()
--------	---

- 備考
- 1 猟銃等講習会の講習修了証明書又は推薦書欄には、空気拳銃に係る申請の場合にあつては法第4条第1項第4号の規定に係る推薦書について記載し、その他の場合にあつては猟銃等講習会の講習修了証明書について記載すること。
 - 2 練習希望銃種欄には、該当する銃種に□内にレ印を記入すること。
 - 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
 - 4 省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日及び提出先の都道府県公安委員会の所在する都道府県名を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第11号の2 (第9条関係)

クロスボウ射撃資格認定申請書
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定による資格の認定を次のとおり申請します。

公安委員会殿 年 月 日

申請人	本 籍			
	住 所			
	ふりがな	-----		
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日 (歳)
	電 話 番 号			
申 請 件 数	件	※申請人を監督することとなるクロスボウ射撃指導員について、別紙を添付すること。		
関 係 証 明 書 等	交 付 年 月 日	番 号	交 付 者	
	クロスボウ所持許可証			
	クロスボウ射撃資格認定証			
	クロスボウ講習会の講習修了証明書			
欠 格 事 由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
備 考				

- 備考 1 クロスボウ所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 2 クロスボウ射撃資格認定証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にし印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

番号	申請人を監督することとなるクロスボウ射撃指導員			
/ 件	指定番号	第	号	公安委員会
	住 所			
	ふりがな	-----		
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
/ 件	指定番号	第	号	公安委員会
	住 所			
	ふりがな	-----		
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
/ 件	指定番号	第	号	公安委員会
	住 所			
	ふりがな	-----		
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
/ 件	指定番号	第	号	公安委員会
	住 所			
	ふりがな	-----		
	氏 名			
	生年月日	年	月	日

- 備考 1 申請人を監督することとなる法第4条第1項第5号の3の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員を記載すること。
 2 不用の欄は、斜線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第12号(第11条、第17条関係)

		件		
譲渡等承諾書				
譲受人(借受人)	住所			
	ふりがな			
	氏名			
生年月日	年	月	日	
譲渡(貸付)物件	銃砲	種類	銃番号	
		型式	銃の全長	センチメートル
		商品名等	銃身長	センチメートル
		公称口(番)径 (実測口径)	弾倉型式 及び充填 可能弾数	
		ミリメートル インチ (ミリメートル)	適合実(空)包	
	特徴	替え銃身		
	クロスボウ	型式	クロスボウ 番号	
		商品名	クロスボウの 全長	センチメートル
		特徴	クロスボウの 全幅	センチメートル
	刀剣類	種類	製作者(銘)	
刃渡り		センチメートル	特徴	
譲渡(貸付)人が当該銃砲等又は刀剣類について受けている所持の許可		許可番号		
		許可年月日等	年 月 日	
		有効期間等	年 月 日 年の誕生日まで 譲渡(貸付)人の生年月日 年 月 日	
上記のとおり譲渡しを承諾します。				
年 月 日				
譲渡(貸付)人 住所 電話番号 氏名				

備考 1 譲渡(貸付)物件欄には、別記様式第6号及び第6号の2の別紙並びに第7号の備考の例により記載すること。
 2 譲渡(貸付)人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡(貸付)人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 不用の文字は、横線で消すこと。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第13号(第11条関係) (平27内府令6・全改、令元内府令12・令2内府令65・一部改正)

同居親族書
年 月 日
申請人氏名

本籍	<input type="checkbox"/> 申請人と同じ	
ふりがな		職業
氏名		本人との続柄
生年月日	年 月 日 (歳)	
本籍	<input type="checkbox"/> 申請人と同じ	
ふりがな		職業
氏名		本人との続柄
生年月日	年 月 日 (歳)	
本籍	<input type="checkbox"/> 申請人と同じ	
ふりがな		職業
氏名		本人との続柄
生年月日	年 月 日 (歳)	
本籍	<input type="checkbox"/> 申請人と同じ	
ふりがな		職業
氏名		本人との続柄
生年月日	年 月 日 (歳)	

備考 1 記載する同居親族の本籍が申請人と同一である場合には、□内にレ印を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第14号(第11条関係)

試験又は研究の実施概要書	
申請人	住所
	氏名
実施場所	
実施目的	
実施場所の構造設備	
実施方法	
実施に際しての危害予防措置	
開始予定年月日	
備考	

備考1 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の住所欄には、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第15号(第12条関係) (昭37総府令45・全改、昭46総府令30・昭52総府令40・一部改正、昭54総府令68・旧第7号様上、平6総府令9・一部改正、平21内府令68・旧第8号の2様下・一部改正、令元内府令12・令2内府令88・一部改正)

第 号

推 薦 書

年 月 日

公安委員会殿

推薦者

名 称

代表者氏名

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項第 号の規定により、下記のとおり推薦します。

推 薦 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生年月日	
推 薦 の 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第16号(第18条関係)

第 号	打 刻 命 令 書 控
受 本 籍	
命 住 所	
職 業	
者 氏 名	
生 年 月 日	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
銃 砲 の 種 別	
打 刻 部 位	
打 刻 番 (記) 号	
打 刻 方 法	
打 刻 期 限	
確 年 月 日	
認 打 刻 の 状 況	

第 号	打 刻 命 令 書
本 籍	
住 所	
職 業	
生 年 月 日	
氏 名	殿
	年 月 日
	公安委員会 印
銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第2項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。	
打 許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
銃 砲 の 種 別	
打 刻 部 位	
打 刻 番 (記) 号	
打 刻 方 法	
打 刻 期 限	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第17号(第18条関係)

第 号	打 刻 命 令 書 控
教 指 定 番 号	
習 指 定 年 月 日	
撃 名 称	
設 住 所	
置 氏 名	
者 生 年 月 日	
銃 銃 の 種 別	
銃 銃 番 号	
打 打 刻 部 位	
打 打 刻 番 (記) 号	
打 打 刻 方 法	
打 打 刻 期 限	
確 年 月 日	
認 打 刻 の 状 況	

第 号	打 刻 命 令 書
教 習 射 撃 場	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
名 称	
設 置 者	
住 所	
生 年 月 日	
氏 名	殿
	年 月 日
	公安委員会 印
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。	
打 銃 銃 の 種 別	
銃 銃 番 号	
打 打 刻 部 位	
打 打 刻 番 (記) 号	
打 打 刻 方 法	
打 打 刻 期 限	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第16号 (第18条関係) (平3総府令42・追加、平6総府令9・一部改正、平21内府令88・旧第7号の2の2以下・一部改正、平27内府令9・令元内府令12・一部改正)

第 1 6 号		打 刻 命 令 書 控	
射撃場	指定番号		
射撃場	指定年月日		
設 置 者	名 称		
	氏 名		
者	住 所		
	生 年 月 日		
銃砲の種類			
銃 番 号			
打 刻 部 位			
打 刻 番 (記) 号			
打 刻 方 法			
打 刻 期 限			
確 年 月 日			
認 打 刻 の 状 況			
		印	印

第 1 6 号		打 刻 命 令 書	
射撃場	指定番号		
射撃場	指定年月日		
設 置 者	名 称		
	氏 名		
者	住 所		
	生 年 月 日		
		殿	年 月 日
		公安委員会 印	
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の11第2項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。			
銃打	銃砲の種類		
砲刻	銃 番 号		
打 刻 部 位			
打 刻 番 (記) 号			
打 刻 方 法			
打 刻 期 限			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第18号の2 (第18条の2関係)

第 1 8 号 の 2		表 示 措 置 命 令 書 控	
受 命 者	本 籍		
	住 所		
者	職 業		
	氏 名		
許 可 年 月 日	生 年 月 日		
	許 可 番 号		
表 示 番 (記) 号			
貼 付 期 限			
確 年 月 日			
認 表 示 の 状 況			
		印	印

第 1 8 号 の 2		表 示 措 置 命 令 書	
本 籍	住 所		
住 所	職 業		
住 氏	名 称		
	氏 名		
許 可 年 月 日	生 年 月 日		
	許 可 番 号		
		殿	年 月 日
		公安委員会 印	
銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第3項の規定により、次のとおり表示措置を命ずる。			
表 示 年 月 日	許 可 年 月 日		
表 示 番 (記) 号	許 可 番 号		
上記の表がクロスボウの個面に、上記の表示番(記)号が表がされたクロスボウ番号等を、容易に剥がれないように、かつ、見やすいように貼り付けること。			
表 示 内 容			
貼 付 期 限			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第19号(第20条関係)

講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法 第5条の3第1項 第5条の3の2第1項 に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

年 月 日

公安委員会殿

申 込 人	住 所		
	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	写 真
	電 話 番 号		
希望する講習の別	<input type="checkbox"/> 猟銃等講習会 <input type="checkbox"/> クロスボウ講習会		
受講希望年月日	年 月 日		
	受講希望場所		撮 影
	所持許可の有無	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 猟銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> クロスボウ) <input type="checkbox"/> 無	

(この線から下には記載しないこと。)

	受講年月日	受講場所
予 定	年 月 日	
実施結果	年 月 日	
考査の結果	合 ・ 否	

備考 1 猟銃等講習会の申込みを行う場合にあっては第5条の3第1項とある□内に、クロスボウ講習会の申込みを行う場合にあっては第5条の3の2第1項とある□内にレ印を記入すること。
2 所持許可の有無欄には、現に法第4条第1項第1号の規定による所持の許可を受けている銃砲等について、該当するものの□内にレ印を記入すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第20号(第21条関係)

第 号	
講習修了証明書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法 <input type="checkbox"/> 第5条の3第1項 <input type="checkbox"/> 第5条の3の2第1項 の講習を受け、その課程を修了したものであることを証明する。	
受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
修 了 し た 課 程	<input type="checkbox"/> 猟銃等 <input type="checkbox"/> クロスボウ
交付 年 月 日	
公安委員会 印	
注意事項	
本証明書を添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可又は許可の更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して3年を経過していないことが必要である。	

備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第21号(第22条、第25条、第29条、第56条、第70条、第82条、第82条の3関係)
講習修了証明書等書換申請書
の書換えを次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号	
	氏名			
変更した事項	新	本籍		
		住所		
	旧	本籍		
		住所		
証明書等	証明書等番号	第 号	公安委員会	
	交付年月日	年 月 日		
	受講等場所			
	統 種			

- 備考 1 教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
2 講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、統種欄には記載を要しない。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第22号(第22条、第25条、第29条、第56条、第70条、第82条、第82条の3関係)
講習修了証明書等再交付申請書
の再交付を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
申請の理由	電話番号			
	※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。			
証明書等	証明書等番号	第 号	公安委員会	
	交付年月日	年 月 日		
	受講等場所			
	統 種			

- 備考 1 講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書に係る申請をする場合は、本籍欄には記載を要しない。
2 教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
3 講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、統種欄には記載を要しない。
4 亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第23号(第23条関係) (平27内府令6・改正・旧第23号様式、令元内府令12・一部改正)

第 号		技能検定通知書	
		年 月 日	
殿		公安委員会 回	
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第20条第1項の規定により、下記のとおり通知する。			
受 検 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
受 検 日 時			写 真 押し出し スタンプ
受 検 場 所			
受 検 銃 種			
携 行 品	(1) 適合実包 () 個 (2) 猟銃用火薬類等譲受許可証		

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第24号(第24条関係) (平27内府令6・改正・旧第24号様式、令元内府令12・令2内府令85・一部改正)

第 号		技能検定合格証明書	
住 所			
氏 名		年 月 日生	
上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項の技能検定を受け、合格した者であることを証明する。			
受 検 年 月 日	年 月 日		
受 検 場 所			
受 検 銃 種			
交付 年 月 日			
公安委員会 回			
注意事項			
本証明書を送付書類として許可を受けるためには、許可時において、本証明書の交付を受けた日から起算して1年を経過していないことが必要である。			

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第25号(第26条関係) (平27内府令6・全改、令元内府令12・令2内府令85・一部改正)
技能講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項に規定する講習の受講を次のとおり申し込みます。

年 月 日

公安委員会殿

申 込 人	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	電 話 番 号	
許 可 証	交付年月日	年 月 日
	許可証番号等	第 号 公安委員会
受 講 希 望 関 係	<input type="checkbox"/> ライフル銃	希望年月日
		希望場所
	<input type="checkbox"/> ライフル銃以外の銃	銃 種 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> その他
		希望年月日
		希望場所

- 備考 1 受講希望関係には、受講を希望する銃種の□内にレ印を記入するとともに、その希望日時、希望場所を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第26号(第27条関係) (平27内府令6・全改、令元内府令12・一部改正)

第 号		
技能講習通知書		
年 月 日		
殿		
公安委員会 回		
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第21条第1項の規定により、下記のとおり通知する。		
受 講 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
受 講 日 時		
受 講 場 所		
受 講 銃 砲		
携 行 品	(1) 受講銃砲 (2) 適合実包 () 個 (3) 猟銃用火薬類等領受許可証	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第27号 (第28条関係) (平27内附令6・全改、令元内附令12・令2内附令85・一部改正)

第 号

技 能 講 習 修 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の講習を受け、その課程を修了した者であることを証明する。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
受 講 銃 種	

交 付 年 月 日

公安委員会 印

注意事項

本証明書添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可又は許可の更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して3年を経過していないことが必要である。

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第28号 (第30条関係)

許 可 期 間 延 長 申 請 書
 APPLICATION FOR EXTENSION OF AUTHORIZED PERIOD

年 月 日
 Date: Year Month Day

公安委員会 殿
 PUBLIC SAFETY COMMISSION

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可の期間の延長を次のとおり申請します。
 Pursuant to the provisions of Article 24 paragraph 2 of the Order for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for extension of the authorized period.

1. 申請人 Applicant
 国 籍 Nationality/Region
- 住 所 Address in Japan
- 氏 名 Name
- 生年月日 Date of birth 年 月 日
 Year Month Day
- 電話番号 Telephone no. 携帯電話番号 Mobile phone no.
2. 許可証を交付した公安委員会及び許可証番号
 Name of the Public Safety Commission issuing a permit, and the permit number.
3. 許可の期間
 The authorized period から まで
 since to
4. 所持している銃砲等又は刀剣類の種類
 Type of firearms/crossbows/swords
5. 所持している銃砲等又は刀剣類の特徴
 Feature of firearms/crossbows/swords
6. 許可の延長の期間
 Extended authorized period から まで
 since to
7. 許可の期間の延長を申請する理由
 The reason for application for the extension of the authorized period
8. 在留資格及び在留期間
 Status of residence and period of stay

第29号(第31条関係) (平10総府令5・全改、平21内府令68・旧第9号様下・一部改正、平27内府令6・旧第30号様上・一部改正、令3内府令65・一部改正)

17.6センチメートル	
(裏 表 紙)	(表 紙)
12.5センチメートル	猟銃・空気銃 所持許可証

(1面)

注 意 事 項

- 1 猟銃又は空気銃を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
- 2 猟銃又は空気銃は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
- 4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の猟銃又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

(2面)

許可証番号	第	号
原交付	年	月 日
交付	年	月 日
本籍		
住所		
氏名		写真
生年月日	年 月 日	押し出し スタンプ
公安委員会 図		

(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

原許可	年 月 日		
原許可番号	第	号	
許可年月日	年 月 日	図	
許可番号	第	号	
確認	年 月 日 図		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年 月 日から 年 月 日までの間		
種類		銃番号	
型式		銃の全長	センチメートル
商品名等		銃身長	センチメートル
口(番)径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び 充てん可能弾 数	
		適合 (空)	裏包
特徴		替え銃身	
用途			

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

更	年月日	年 月 日 回
	許可番号	第 号
新	有効期間	年の誕生日まで
	抹	年月日
消	理由及び糞尿等の処分状況	
許可の条件		年月日

(27面)

(記載事項変更欄)

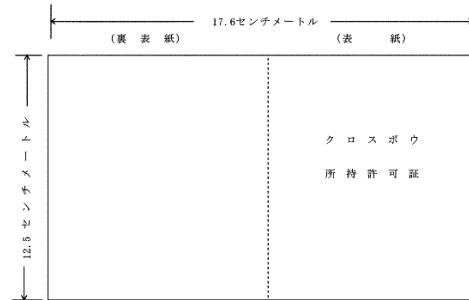
届出 年月日	変更事項	公安委 員会印

(28面)

(検査欄)		
検査年 月 日	検査者印	特記事項

- 備考 1 表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一の猟銃又は空気銃に係る記載が見開きの二面に取まるようにすること。
- 4 2面の原交付年月日には、猟銃又は空気銃につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。
- 5 一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。
- 6 表紙、裏表紙及び1面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

第29号の2（第31条関係）



(1面)

注 意 事 項

- 1 クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
- 2 クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
- 4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他のクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

(2面)

許可証番号 第 号	
原 交 付 年 月 日	
交 付 年 月 日	
本 籍	
住 所	
氏 名	写 真
生年月日	年 月 日
	押し出し スタンプ
公安委員会 印	

(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

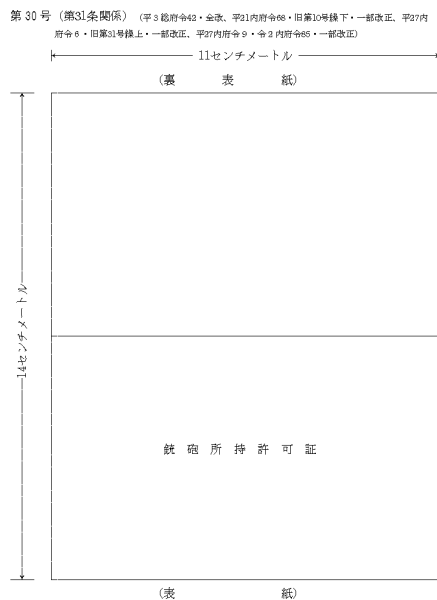
原 許 可	年 月 日		
原許可番号	第	号	
許可年月日	年 月 日	日 印	
許 可 番 号	第	号	
確 認	年 月 日	日 印	
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年 月 日	から	年 月 日
型 式		クロス切通号	
商 品 名		クロス切通金錠	セシナード&
特 徴		クロス切通金錠	セシナード&
用 途			

(28面)

(検査欄)		
検査 年月日	検査者 印	特記事項

- 備考 1 表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一のクロスボウに係る記載が見開きの二面に取まるようにすること。
- 4 2面の原交付年月日には、クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。
- 5 一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。
- 6 表紙、裏表紙及び1面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

第30号(第31条関係)



(1面)

第 号		交付 年 月 日
写 真		(原文付 年 月 日)
押し出し		公安委員会 印
スタンプ		
確 認 年 月 日 印		
許可の有効期間 年 月 日まで		
所	本 籍	
	住 所	
持 者	職 業	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日

(2面)

(3面)

種 類		銃 番 号	
型 式		銃の全長	センチメートル
商品名等		銃身長	センチメートル
口(番)径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び 口径 適合 (空)	弾倉型式及び 口径 適合 (空)
特 徴		替え銃身	
法第4条第1項 に規定する用途			
記載事項変更欄	届出年月日	変更事項	公安委員会印
備 考			

(4面)

(5面)

	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印
検 査 簿				

許可の条件	年月日

(6面)

(7面)

注 意 事 項
1 銃砲を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
2 銃砲は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

- 備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。
- 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該銃砲につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
- 5 法第4条第1項第4号の規定による空気拳銃の所持の許可に係るもの以外のものについては、写真の貼付は要しない。
- 6 許可の有効期間欄は、法第4条第1項第4号、第8号及び第9号の許可に係る銃砲について記載すること。
- 7 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
- 8 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

第30号の2 (第31条関係)



(1面)

第 号	
交付 年 月 日	
(原交付 年 月 日)	
公安委員会 印	

確認	年 月 日 回
許可の有効期間	年 月 日まで
所持者	本 籍
	住 所
	職 業
	氏 名
生 年 月 日	年 月 日

(2面)

(3面)

型 式		クロス付番号	
商 品 名		クロス付の名称	七チノトM
特 徴		クロス付の図幅	七チノトM

法第4条第1項 に規定する用途			
記 載 事 項 変 更 欄	届 出 年 月 日	変 更 事 項	公 安 委 員 会 印
備 考			

(4面)

(5面)

検 査 欄	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

許 可 の 条 件			年 月 日	

(6面)

(7面)

注 意 事 項

- 1 クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
- 2 クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
- 4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

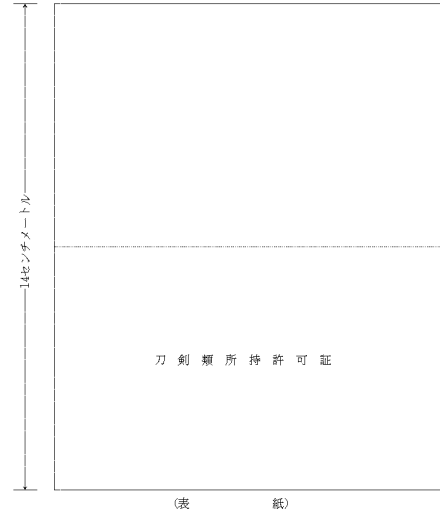
- 備考
- 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
 - 2 用紙は、洋紙とすること。
 - 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。
 - 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
 - 5 許可の有効期間欄は、法第4条第1項第8号及び第9号の許可に係るクロスボウについて記載すること。
 - 6 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
 - 7 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

第31号(第31条関係)

第31号(第31条関係) (平3総府令42・更改、平11総府令2・一部改正、平21内府令08・旧第10号の2様下・一部改正、平27内府令6・旧第32号様上・一部改正、令2内府令06・一部改正)

11センチメートル

(裏 表 紙)



(1面)

第 号	
交 付	年 月 日
(原交付)	年 月 日)
	公安委員会 図

確 認	年 月 日	図
許可の有効期間	年 月 日まで	
所 持 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生年月日	

(2面)

(3面)

刀 種 類	
刃 渡 り	センチメートル
製作者名(銘)	
類 特 徴	
法第4条第1項に規定する用途	
備 考	

記 載 事 項 変 更 欄	届出年月日	変更事項	公安委員会印

(4面)

(5面)

検 査 欄	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印
現 品 引 渡 者 欄	この許可証記載の刀剣類を引き渡しました。			
	年 月 日		引渡者 住所 氏名	
許 可 の 条 件		年 月 日		

(6面)

(7面)

注 意 事 項
1 刀剣類を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
2 刀剣類は、この許可証に記載されている用途に供するかその他正当な理由がある場合以外には、これを携帯し、又は運搬してはならない。
3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに許可証の書換えの申請をしなければならない。
4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

- 備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。
- 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該刀剣類につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
- 5 許可の有効期間欄には、法第4条第1項第8号及び第9号の許可に係る刀剣類について記載すること。
- 6 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
- 7 許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

第32号 (第31条関係) (昭46総府令25・追加、昭52総府令40・一部改正、昭53総府令36・旧第10号の2様下、昭55総府令58・旧第10号の4様上、平21内府令88・旧第10号の3様下・一部改正、平27内府令8・旧第33号様上・一部改正、令2内府令65・一部改正)

	11センチメートル (裏表紙)
	銃 砲 所 持 許 可 証 FIREARMS PERMIT
	14センチメートル (表紙)

(1面)

第 号 Permit No.		
交 付 Date of Delivery	年 月 日 Year Month Day	
許可の期間 Authorized Period	年 月 日 Year Month Day	
公安委員会 印 Public Safety Commission		
所 持 者	国 Nationality 籍	
	住 所 Address in Japan	
	氏 名 Name	
	生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
	備 考 Note	

(2面)

(3面)

銃 種 類 Firearms 種 類 用 途	種 類 Type	
	型 號 Make and Model	
	番 号 Ser. No.	
	口 徑 Caliber or Gauge	
	用 途 Use	

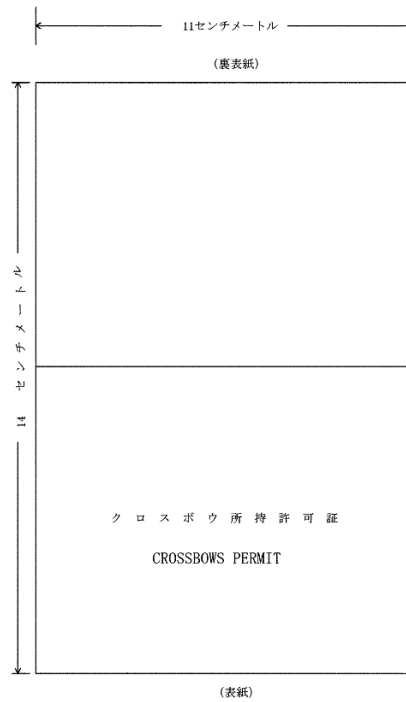
CAUTION

1. You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your firearm for which you have obtained it. When you bring or carry your firearm, you shall cover it, put it in a case without loading it with a ball or blank cartridge or a metallic bullet.
2. You shall not bring or carry your firearm except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
3. When you find your firearm lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
4. When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

(4面)

- 備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
 2 用紙は、洋紙とすること。
 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、4面の用紙の裏面を裏表紙の裏面に貼り付けること。

第32号の2 (第31条関係)



第32号の2 (第31条関係)

(1面)

第 号 Permit No.		
交 付 Date of Delivery	年 月 日 Year Month Day	
許可の期間 Authorized Period	年 月 日 Year Month Day	
公安委員会 印 Public Safety Commission		
持 有 者 L O C A L H O L D E R	国 籍 Nationality	
	住 所 Address in Japan	
	氏 名 Name	
	生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
	備 考 Note	

(2面)

(3面)

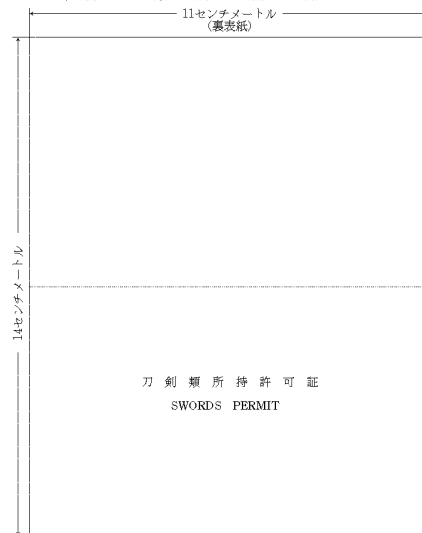
ク ロ ス ボ ウ 用 L O C A L H O L D E R	番 号 Ser. No.
	全 長 ・ 全 幅 Length and Width
	用 途 Use
CAUTION	
<p>1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your crossbow for which you have obtained it. When you bring or carry your crossbow, you shall cover or put it in a case without loading it with a bolt.</p> <p>2 You shall not bring or carry your crossbow except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.</p> <p>3 When you find your crossbow lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.</p> <p>4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.</p>	

(4面)

- 備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、4面の用紙の裏面を裏表紙の裏面に貼り付けること。

第33号(第31条関係)

第33号(第31条関係) (昭46総府令25・追加、昭52総府令40・一部改正、昭53総府令36・旧第10号の3條下、昭55総府令56・旧第10号の5條上、平21内府令68・旧第10号の4條下・一部改正、平27内府令6・旧第34号條上・一部改正、令3内府令66・一部改正)



(1面)

第 号 Permit No.	
交 付 Date of Delivery	年 月 日 Year Month Day
許可の期間 Authorized Period	年 月 日 Year Month Day
公安委員会 印 Public Safety Commission	

持 有 者 Possessor	国 Nationality 籍	
	住 所 Address in Japan	
	氏 Name 名	
	生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
	備 考 Note	

(2面)

(3面)

剣 類 Swords	種 Type 類	
	刃 渡 り Length of Blade	
	特 徴 Characteristics	
	用 Use 途	
	備 考 Note	

CAUTION

1. You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your sword for which you have obtained it.
2. You shall not bring or carry your sword, except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
3. When you find your sword lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
4. When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

(4面)

- 備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、4面の用紙の裏面を裏表紙の裏面に貼り付けること。

第34号(第32条関係)

銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定により、許可証の書換えを次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号		
	氏名				
変更した事項	許可証番号	第 号			
	旧	本籍			
		住所			
		氏名			
	新	本籍			
		住所			
		氏名			
	事項	銃砲等又は刀剣類関係(許可番号:第 号)			
		旧	<input type="checkbox"/> 銃砲		
		新	<input type="checkbox"/> クロスボウ <input type="checkbox"/> 刀剣類		

備考 1 申請人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項の規定による所持の許可を受けた者であるときは、申請人の電話番号欄にはその者の勤務する法人の電話番号を、変更した事項の本籍欄には申請に係る法人の事業場の名称、住所欄にはその所在地を記載すること。
2 変更した事項のうち銃砲等又は刀剣類関係には、該当するものの口内にレ印を記入すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第35号(第33条関係)

銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定により、許可証の 亡失 盗難 滅失 について届け出るとともに、許可証の再交付を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日(歳)
	電話番号	
申請の理由	※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。	
所持許可証	許可証の種別	<input type="checkbox"/> 猟銃・空気銃所持許可証(様式第29号) <input type="checkbox"/> クロスボウ所持許可証(様式第29号の2) <input type="checkbox"/> 銃砲所持許可証(様式第30号) <input type="checkbox"/> クロスボウ所持許可証(産業等用)(様式第30号の2) <input type="checkbox"/> 刀剣類所持許可証(様式第31号) <input type="checkbox"/> 銃砲所持許可証(FIREARMS PERMIT)(様式第32号) <input type="checkbox"/> クロスボウ所持許可証(CROSSBOWS PERMIT)(様式第32号の2) <input type="checkbox"/> 刀剣類所持許可証(SWORDS PERMIT)(様式第33号)
	許可証番号	第 号
	交付年月日	年 月 日
交付公安委員会	公安委員会	

備考 1 亡失、盗難、滅失の別及び許可証の種別欄には、該当する口内にレ印を記入すること。
2 亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第36号(第36条関係)

銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、 を次のとおり返納します。

年 月 日

公安委員会殿

届出人	所持許可者等との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他()	
	住所		
	ふりがな		
	氏名		
返納する許可証等	生年月日	年	月 日
	電話番号		
	許可証等の種別	<input type="checkbox"/> 許可証(法第8条第2項) <input type="checkbox"/> 教習資格認定証(法第9条の5第3項) <input type="checkbox"/> 練習資格認定証(法第9条の10第3項) <input type="checkbox"/> 年少資格認定証(法第9条の15第2項) <input type="checkbox"/> クロスボウ射撃資格認定証(法第9条の16第2項)	
	許可証等の番号	第 号	公安委員会
	交付年月日	年	月 日
返納の理由			
銃砲等又は刀剣類の種類及び処分状況			

備考 1 法第9条の5第3項(法第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。)又は法第9条の15第2項において準用する法第8条第2項の規定により届出を行う者にあつては、銃砲等又は刀剣類の種類及び処分状況欄の記載を要しない。
2 所持許可者等との関係欄には、該当するものの□内にレ印を記入するとともに、その他の場合には()内に具体的な関係を記載すること。
3 許可証等の種別欄には、返納する許可証等の□内にレ印を記入すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第37号(第37条関係)

許可事項抹消申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第8条第3項の規定により、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号
	氏名		
許可証	許可証等の番号	第 号	
	交付年月日等	年 月 日	公安委員会
抹消に係る許可	許可番号	第 号	
	許可年月日	年 月 日	
	許可者	公安委員会	
銃種等 <input type="checkbox"/> 猟銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> クロスボウ			
抹消を受ける理由			
猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの処分状況			

備考 1 銃種等欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第38号(第38条関係)

第 号 仮 領 置 書 控	
提出者	本 籍
	住 所
	職 業
	氏 名
生 年 月 日	
適 用 法 条	
仮領置物件の種類及び特徴	
執 行 年 月 日	
執行者の所属、階級及び氏名	
処 理 結 果	
..... 印 切 取 線 印	
第 号 仮 領 置 書	
提出者 殿	
公安委員会(法第25条第1項の規定による仮領置にあつては、警察署長)印	
執行者の所属、階級及び氏名	
銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定により、下記の物件を仮領置する。①	
提出者	本 籍
	住 所
	職 業
	氏 名
生 年 月 日	
仮領置物件の種類及び特徴	
注 意 事 項	1 仮領置した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還は、この仮領置書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。
	2 法第25条第1項の規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して6月以内に返還を受けないときは、仮領置された物件の所有権は国に帰属する。
	3 法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項及び第9条の12第2項の規定による仮領置の場合にあつては仮領置の日から起算して6月以内に返還の申請がないとき、法第11条第8項及び第9項並びに第11条の2第1項から第3項までの規定による仮領置の場合にあつては許可が取り消された日から起算して6月以内に返還の申請がないときは、都道府県公安委員会において売却(廃棄)することができる。
	備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第39号(第39条関係)

銃 砲 等 又 は 刀 剣 類 返 還 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定による の返還を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会(法第25条第4項の規定による申請の場合にあつては、警察署長)殿

申請人	本 籍
	住 所
	ふ り が な
	氏 名
	生 年 月 日
	電 話 番 号
<input type="checkbox"/> 申請人に同じ	
仮領置をされた者	本 籍
	住 所
	職 業
	氏 名
生 年 月 日	
返還を申請する物件	仮 領 置 年 月 日
	仮 領 置 番 号
	仮 領 置 書 交 付 者
	種 類 及 び 特 徴
申 請 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第40号(第40条、第97条、第106条関係) (平21内府令29・追加、平21内府令68・旧第12号の3の4様下・一部改正、平27内府令6・旧第41号様上・一部改正、令元内府令12・令2内府令65・一部改正)

受 領 書

物件の種類及び特徴	
備	上記の物件を受領しました。 年 月 日 公安委員会 (法第24条の2第2項の規定により一時保管されていた物件又は法第25条第1項の規定により仮留置されていた物件を受領の場合にあつては、警察署長) 殿 住所 氏名 電話番号その他の連絡先
考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第41号(第43条関係)

射撃指導員指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の3第1項の規定により、猟銃等射撃指導員の指定を次のとおり申請します。
第9条の3の2第1項 クロスボウ射撃指導員

年 月 日

公安委員会殿

申請人	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
射撃指導の種類	<input type="checkbox"/> ライフル射撃	
	<input type="checkbox"/> ライフル銃以外の猟銃射撃	
	<input type="checkbox"/> 空気銃射撃	
	<input type="checkbox"/> クロスボウ射撃	
現に交付を受けている許可証	許可証番号	号
	交付年月日	年 月 日
	交付者	公安委員会
備考		

備考 1 猟銃等射撃指導員に係る申請をする場合にあつては第9条の3第1項とある及び猟銃等射撃指導員とある内に、クロスボウ射撃指導員に係る申請をする場合にあつては第9条の3の2第1項とある及びクロスボウ射撃指導員とある内にレ印を記入すること。
2 射撃指導の種類欄には、該当するものの内にレ印を記入すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第42号(第44条関係)

射撃指導員指定書	
銃砲刀剣類所持等取締法 <input type="checkbox"/> 第9条の3第1項 の規定により、下記の者を <input type="checkbox"/> 猟銃等 <input type="checkbox"/> 第9条の3の2第1項 <input type="checkbox"/> クロス 射撃指導員 として指定する。 ボウ射撃指導員	
年 月 日 公安委員会 印	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
射撃指導の種別	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第43号(第45条関係)

射撃指導員指定解除通知書	
銃砲刀剣類所持等取締法 <input type="checkbox"/> 第9条の3第2項 の規定により、下記の者の <input type="checkbox"/> 猟銃等 <input type="checkbox"/> 第9条の3の2第2項 <input type="checkbox"/> クロス 射撃指導員 の指定を解除する。 ボウ射撃指導員	
年 月 日 公安委員会 印	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
指 定 番 号	
解 除 年 月 日	
解 除 の 理 由	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第44号(第46条関係)

射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第46条の規定により、射撃指導員指定申請書の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
変更した事項	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 射撃指導の種別 <input type="checkbox"/> その他 ()	旧	
		新	
現に交付を受けている許可	許可証番号		
	交付年月日		
	交付者		

- 備考 1 変更した事項欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第45号(第50条関係) (平27内府令6・改正、令元内府令12・令2内府令68・一部改正)

教習射撃場指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項の規定により、教習射撃場の指定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

射撃場	指定番号		
	指定年月日	年	月 日
	名称		
	所在地		
	射撃場の区分		
設置者	使用する銃砲		
	使用する弾包		
設置者	本住所	籍	
	電話番号	番号	
	氏名	氏名	
	生年月日	年	月 日
管理者	本住所	籍	
	電話番号	番号	
	氏名	氏名	
	生年月日	年	月 日
備考			

- 備考 1 設置者が法人であるときは、設置者欄には、その名称及び主たる事業場の所在地及び電話番号並びにその代表者の本籍、住所、電話番号、氏名及び生年月日を記載すること。
 2 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第46号(第51条関係) (平27内府令6・全改、令元内府令12・一部改正)

教 習 射 撃 場 指 定 書	
年 月 日	
申請者	殿
公安委員会 印	
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項の規定により、下記のとおり教習射撃場として指定する。	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
射 撃 場 の 名 称	
射 撃 場 の 所 在 地	
射 撃 場 の 区 分	
使用できる銃銃	
使用できる実包	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第47号(第52条関係) (平27内府令6・全改、令元内府令12・令2内府令68・一部改正)

教 習 射 撃 指 導 員 選 任 等 届 出 書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第2項の規定により、教習射撃指導員の選任を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

教 習 射 撃 場	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
	電 話 番 号	
	指定に係る銃種	
新 た に 選 任 し た 教 習 射 撃 指 導 員		人(別紙1のとおり)
解 任 し た 教 習 射 撃 指 導 員		人(別紙2のとおり)
届 出 後 の 教 習 射 撃 指 導 員		人(別紙3のとおり)

- 備考 1 新たに選任した教習射撃指導員については別紙1に、解任した教習射撃指導員については別紙2に、届出後の教習射撃指導員については別紙3に記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙1

新たに選任した教習射撃指導員

教習射撃場の名称			
選任年月日	年	月	日
住 所			
氏 名			
生 年 月 日	年	月	日 (歳)
指 定 番 号	第	号	公安委員会

- 備考 1 新たに選任した教習射撃指導員ごとに作成すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙2

解任した教習射撃指導員

教習射撃場の名称		氏 名			生 年 月 日	指 定 番 号
番号	解任年月日					

- 備考 1 解任した教習射撃指導員を記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙3

届出後の教習射撃指導員一覧

教習射撃場の名称						
番号	銃種	選任年月日	氏名	生年月日	指定番号	区分

- 備考 1 届出の時点において選任している教習射撃指導員を記載すること。
 2 銃種欄には、射撃指導員の指定に係る銃種を全て記載すること。
 3 区分欄には、新たに選任した教習射撃指導員について「新規」と記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 48 号 (第 53 条関係)

第 48 号 (第 53 条関係) (平27内府令 6・全改、令元内府令 12・一部改正)

教習射撃指導員解任命令書

年 月 日

殿

公安委員会 函

銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 3 項の規定により、下記のとおり教習射撃指導員の解任を命ずる。

教習射撃場	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	
	名 称	
教習射撃指導員	管 理 者	
	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	選 任 年 月 日	
解 任 を 命 ず る 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第49号(第54条関係) (平27内府令6・全改、令元内府令12・令2内府令65・一部改正)
 教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第54条の規定により、教習射撃場指定申請書の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

対象となる射撃場	指定の種類	<input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場
	指定番号	
	指定年月日	年 月 日
	射撃場の区分	
	名称	
変更した事項	所在地	
	設置者	
	電話番号	
	電話番号	
	その他	
備考		

- 備考 1 届け出る変更の□内にレ印を記入すること。
 2 設置者が法人であるときは、設置者には、その名称及び主たる事業所の所在地及び電話番号並びにその代表者の本籍、住所、電話番号、氏名及び生年月日を記載すること。
 3 変更した事項欄には、変更した項目のうち該当するもの□にレ印を記入すること。また、その他の場合には()内に変更した項目を記載すること。
 4 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第50号(第55条関係) (平27内府令6・全改、令元内府令12・令2内府令65・一部改正)

第 号	
教 習 資 格 認 定 証	
写真 押し出し スタンプ	本籍
	住所
	氏名
年 月 日生	
上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第1項に定める射撃教習を受ける資格があることを認定する。	
射撃教習に係る銃種	
有効期間	年 月 日まで
交付 年 月 日	
公安委員会 印	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第51号(第57条関係) (平27内府令6・改正・旧第52号様上、令元内府令12・令2内府令85・一部改正)

第 号	
教 習 修 了 証 明 書	
住 所	
氏 名	
年 月 日 生	
上記の者は、当教習射撃場において、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第1項の教習を受け、その課程を修了した者であることを証明する。	
受 講 年 月 日	年 月 日
銃 種	
交 付 年 月 日	
教習射撃場	
所 在 地	
名 称	
管 理 者	
注意事項	
本証明書を添付書類として許可を受けるためには、許可時において、本証明書の交付を受けた日から起算して1年を経過していないことが必要である。	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第52号(第58条関係) (平27内府令6・改正・旧第59号様上、平27内府令9・令元内府令12・令2内府令85・一部改正)

教習用備付け銃等届出書
銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃に
 第9条の11第2項の規定により、教習用備付け銃に
ついて次のとおり届け出ます。 年 月 日

公安委員会殿 届出人氏名

射撃場	射撃場の種別	<input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場
	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
	電話番号	
備付け状況	指定に係る銃種	
	ライフル銃	丁
	(内訳)	
	公称口径22のヘリ打ちのライフル銃	丁
	その他のライフル銃	
ライフル銃以外の銃銃	丁	
空気拳銃以外の空気銃	丁	
空気拳銃	丁	

※備付け状況について、別紙1及び2を作成すること。

- 備考 1 届け出る備付け銃の□内にレ印を記入すること。
2 備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙1

備付け銃一覧

射撃場の名称				
射撃場の種別				
□教習射撃場 □練習射撃場				
番号	銃種	型式	公称口(番)径	丁数

- 備考 1 型式欄には、銃銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
- 2 丁数欄には、備付け銃の形式又は公称口(番)径ごとの総数を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙2

射撃場の名称				
射撃場の種別				
□教習射撃場 □練習射撃場				
備え付けた日				
年 月 日				
種 類		銃 番 号		
型 式		銃 の 全 長		センチメートル
商 品 名		銃 身 長		
		センチメートル		
公称口(番)径		ミリメートル インチ 番	弾 倉 型 式 及 び 充 填 可 能 弾 数	
特 徴		適合突(空)包		
備 考				
譲渡(貸付)人		住所 氏名 電話番号		

- 備考 1 備え付けられた銃ごとに記載すること。
- 2 型式欄には、銃銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
- 3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
- 4 特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、筒形式の別又はその銃砲を特定するために必要な形跡、傷、修理の跡等について記載すること。
- 5 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
- 6 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
- 7 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
- 8 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型(筒形式又は固定式)、チャープ型、回転式等の別及び弾倉に込められる突包等の数を記載すること。
- 9 適合突(空)包欄には、その銃砲に通常使用される突包の名称を記載すること。
- 10 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気銃については記載することを要しない。
- 11 譲渡(貸付)人欄には、当該銃砲の譲渡(貸付)人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
- 12 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第53号(第58条関係) (平27内府令6・更改・旧第54号様上、平27内府令9・令元内府令12・令2内府令85・一部改正)

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃の変更について次のとおり届け出ます。
 銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の11第2項の規定により、練習用備付け銃の変更について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

射撃場	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	
	名 称	
	電 話 番 号	
	指定に係る銃種	
変更後の備付け状況	ライフル銃 丁 (内銃) 公称口径22のへり打ちのライフル銃 丁 その他のライフル銃 丁 ライフル銃以外の猟銃 丁 空気拳銃以外の空気銃 丁 空 気 拳 銃 丁 ※備付け状況について、別紙1、2及び3を作成すること。	
変更理由等		

- 備考
- 1 届け出る備付け銃の□内にレ印を記入すること。
 - 2 変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内銃数を記載すること。
 - 3 変更理由等欄には、備付け状況を変更することとなつた理由その他必要な事項を記載すること。
 - 4 猟銃又は産業等により備え付けないこととなつた銃については、銃種、型式、公称口(番)径及び銃番号を別紙3に記載することとし、別紙2の記載を要しない。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙1

変更後の備付け銃一覧

射撃場の名称		射撃場の種別		
		<input type="checkbox"/> 教習射撃場	<input type="checkbox"/> 練習射撃場	
番号	銃種	型 式	公称口(番) 径	丁 数

- 備考
- 1 変更後の備付け銃全てについて記載すること。
 - 2 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
 - 3 丁数欄には、備え付けられている銃の形式又は公称口(番)径ごとの総数を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙2

新たに備え付けられた銃

射撃場の名称				
射撃場の種別 <input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場				
備え付けられた日 年 月 日				
備 付 け 銃	種 類	銃 番 号		
	型 式	銃 の 全 長	センチメートル	
	商 品 名 等	銃 身 長	センチメートル	
	公称口(番)径	ミリメートル インチ 番	弾 倉 型 式 及 び 充 填 数 可 能 弾 数	
銃 特 徴	適合契(空)包			
備 考				
譲渡(貸付)人 住所 氏名 電話番号				

- 備考
- 1 新たに備え付けられた銃ごとに作成すること。
 - 2 型式欄には、霰銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
 - 3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
 - 4 符番欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な形制、傷、修理の跡等について記載すること。
 - 5 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
 - 6 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直内に向わる点までの長さを記載すること。
 - 7 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
 - 8 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾薬に込められる実包等の数を記載すること。
 - 9 適合契（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。
 - 10 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。
 - 11 譲渡（貸付）人欄には、当該銃砲の譲渡（貸付）人の住所、氏名その他の必要な事項を記載すること。
 - 12 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙3

備え付けないこととなった銃一覧

射撃場の名称				
射撃場の種別 <input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場				
番号	銃 種	型 式	公称口(番)径	銃番号

- 備考
- 1 今回備え付けないこととなった銃全てについて記載すること。
 - 2 型式欄には、霰銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第54号(第59条関係) (平3総府令42・全改、平6総府令9・平10総府令50・一部改正、平21内府令68・旧第12号の14号下・一部改正、平27内府令6・旧第55号様上・一部改正、令元内府令12・一部改正)

教習用備付け銃管理票

銃の種類		銃番号	
銃の型式		公称口(番)径	
出入日時	理由	取扱者氏名	備考
出月日時			
入月日時			
出月日時			
入月日時			
出月日時			
入月日時			
出月日時			
入月日時			

- 備考 1 理由欄には、射撃教習、修理等出し入れの理由を記載すること。
 2 備考欄には、当該教習用備付け銃を使用して射撃教習を行った教習射撃指導員の氏名及び使用弾数、修理状況等を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第55号(第61条関係) (平27内府令6・全改・旧第54号様上、令元内府令12・一部改正)

第	号	教習射撃場指定解除通知書	年 月 日
		限	公安委員会 国
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第 項の規定により、下記のとおり教習射撃場の指定を解除する。			
教 習 射 撃 場	指 定 番 号		
	指 定 年 月 日	年 月 日	
	名 称		
	射撃場の区分		
解 除 の 理 由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第56号(第62条関係) (平27内府令9・令改・旧第59号様上、令元内府令12・一部改正)

第 号
教習修了証明書交付禁止通知書

年 月 日

殿
公安委員会 閣

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第1項の規定により、下記の期間内における射撃教習に基づき教習修了証明書を交付することを禁止する。

期 間	年 月 日から 年 月 日まで
教 習 射 撃 場	指 定 番 号
	指 定 年 月 日
	名 称
	射撃場の区分
禁 止 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第57号(第64条関係) (平27内府令9・令改・旧第59号様上、平27内府令9・令元内府令12・令2内府令85・一部改正)

練習射撃場指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項の規定により、練習射撃場の指定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

指 定 射 撃 場	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
	所 在 地	
射 撃 場	射撃場の区分	
	使用する銃砲	
	使用する実包	
設 置 者	本 住 籍 所 番 号 名 氏 生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	本 住 籍 所 番 号 名 氏 生 年 月 日	年 月 日 (歳)
備 考		

備考 1 設置者が法人であるときは、設置者欄には、その名称及び主たる事業場の所在地及び電話番号並びにその代表者の本籍、住所、電話番号、氏名及び生年月日を記載すること。

2 申請欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。空気銃に係る練習射撃場の指定を申請するときは、第71条第2号に掲げる練習射撃場に係る申請にあつては、使用する銃砲について空気拳銃を除く旨を、同条第3号に掲げる練習射撃場に係る申請にあつては、使用する銃砲について空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃に限る旨を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第58号(第65条関係) (平27内府令6・更改・旧第59号様上、令元内府令12・一部改正)

練習射撃場指定書

年 月 日

申請者 殿 公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項の規定により、下記のとおり練習射撃場として指定する。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
射 撃 場 の 名 称	
射 撃 場 の 所 在 地	
射 撃 場 の 区 分	
使用できる銃砲	
使用できる実包	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第59号(第66条関係) (平27内府令6・更改・旧第60号様上、令元内府令12・令2内府令85・一部改正)

練習射撃指導員選任等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第2項の規定により、練習射撃指導員の選任・解任を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿 届出人氏名

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
練 習 射 撃 場 名 称	
電 話 番 号	
指 定 に 係 る 銃 種	
新 選 任 し た 練 習 射 撃 指 導 員	人(別紙1のとおり)
解 任 せ し た 練 習 射 撃 指 導 員	人(別紙2のとおり)
届 出 後 の 練 習 射 撃 指 導 員 の 状 況	人(別紙3のとおり)

- 備考 1 選任した練習射撃指導員については別紙1に、解任した練習射撃指導員については別紙2に、届出後の練習射撃指導員の状況については別紙3に記載すること。
 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙1

新たに選任した練習射撃指導員

練習射撃場の名称	
選任年月日	年 月 日
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日
指 定 番 号	第 号 公安委員会
解 任 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 新たに選任した練習射撃指導員ごとに作成すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙2

解任した練習射撃指導員一覧

練習射撃場の名称				
番号	解任年月日	氏 名	生年月日	指定番号

- 備考 1 今回解任した練習射撃指導員を記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙3

届出後の練習射撃指導員一覧

練習射撃場の名称						
番号	銃種	選任年月日	氏名	生年月日	指定番号	区分

- 備考 1 届出の時点において選任している練習射撃指導員を記載すること。
 2 銃種欄には、射撃指導員の指定に係る銃種を全て記載すること。
 3 区分欄には、新たに選任した練習射撃指導員について「新規」と記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第60号(第67条関係)

第60号(第67条関係) (平27内府令6・全改・旧第61号様上、令元内府令12・一部改正)

練習射撃指導員解任命令書

年 月 日

殿

公安委員会 国

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第2項の規定により、下記のとおり練習射撃指導員の解任を命ずる。

練習射撃場	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
練習射撃指導員	管理者	
	指定番号	
	指定年月日	
	氏名	
	生年月日	
	選任年月日	
	解任を命ずる理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第61号(第69条関係)

第 号

練習資格認定証

写 真	本籍	
押し出し	住所	
スタンプ	氏名	

年 月 日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第1項に定める射撃練習を行う資格があることを認定する。

射撃練習に係る銃種	
-----------	--

関係証明書	交付年月日	番 号	交 付 者
猟銃等講習会の講習修了証明書又は推薦書			
技能検定合格証明書又は教習修了証明書			

年 月 日

公安委員会 印

備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第62号(第73条関係) (平3総府令42・通知、平6総府令9・平10総府令60・一部改正、平21内府令68・旧軍12号の19の7様下・一部改正、平27内府令6・旧軍64号様上・一部改正、令元内府令12・一部改正)

練習用備付け銃管理票

銃の種類	銃 番 号	備 考
銃の型式	公称口(番)径	
出 入 日 時	理 由	取 扱 者 氏 名
出 月 日 時		
入 月 日 時		
出 月 日 時		
入 月 日 時		
出 月 日 時		
入 月 日 時		

備考 1 理由欄には、射撃練習、修理等出し入れの理由を記載すること。
 2 備考欄には、当該練習用備付け銃を使用して射撃練習を行った者の氏名、許可証又は練習資格認定証の番号及び使用回数、修理状況等を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第63号(第74条関係) (平27内府令9・並改・旧第64号様上、令元内府令12・一部改正)

第 号

練習射撃場指定解除通知書

年 月 日

殿

公安委員会 団

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の12第1項の規定により、以下のとおり練習射撃場の指定を解除する。

指 定 番 号	
練 習 指 定 年 月 日	年 月 日
射 撃 場 名 称	
射 撃 場 の 区 分	
解 除 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第64号(第75条関係)

年少射撃資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申 請 人	本 籍	
	住 所	
	ふ り が な 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日(歳)
	電 話 番 号	
申 請 件 数	件 ※申請人を監督することとなる猟銃等射撃指導員について、別紙を作成すること。	
関 係 証 明 書 等	交 付 年 月 日	番 号 交 付 者
	猟 銃 ・ 空 気 銃 所 持 許 可 証	
	年 少 射 撃 資 格 認 定 証	
	年 少 射 撃 資 格 講 習 修 了 証 明 書	
欠 格 事 由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。	
備 考		

- 備考
- 1 猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 - 2 年少射撃資格認定証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 - 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にレ印を記入すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

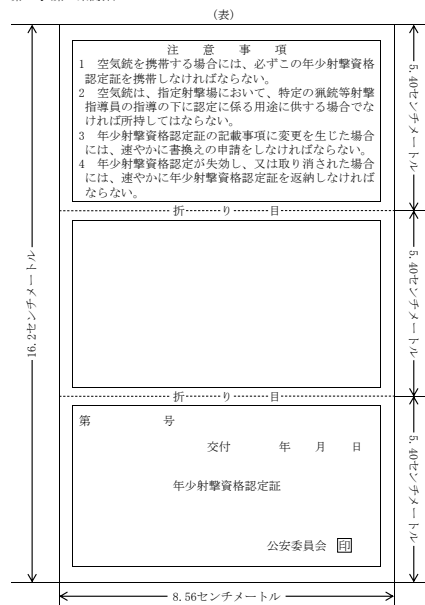
別紙

番号	申請人を監督することとなる猟銃等射撃指導員	
／ 件	指定番号	第 号 公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	銃砲の種類	空気銃 ・ 空気拳銃
／ 件	指定番号	第 号 公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	銃砲の種類	空気銃 ・ 空気拳銃
／ 件	指定番号	第 号 公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	銃砲の種類	空気銃 ・ 空気拳銃
／ 件	指定番号	第 号 公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	銃砲の種類	空気銃 ・ 空気拳銃

- 備考 1 申請人を監督することとなる法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員を記載すること。
 2 不用の欄は、斜線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第65号(第77条関係)

第65号(第77条関係)



(表)

年少射撃資格者	写 真
	押し出し スタンプ
折-り-目	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
銃 砲 の 種 類	空気銃・空気拳銃
空気銃等射撃指導員の氏名	
折-り-目	
備 考	

第66号 (第78条関係) (平27内府令6・改正・旧第66号線上、令元内府令12・令2内府令85・一部改正)

年少射撃資格認定証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定により、年少射撃資格認定証の書換えを次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号	
	氏名			
変更した事項	本籍			
	住所			
	氏名			
	本籍			
	住所			
	氏名			
認定証	認定証番号	第 号	公安委員会	
	交付年月日	年 月 日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第67号(第79条関係) (平27内府令6・更改・旧第69号様上、令元内府令12・令2内府令85・一部改正)

年少射撃資格認定証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定により、年少射撃資格認定証の再交付を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日(歳)
申請の理由	電話番号	
	※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。	
認定証	認定証番号	第 号 公安委員会
交付年	年月日	年 月 日

- 備考 1 亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第68号(第80条関係) (平27内府令6・更改・旧第70号様上、令元内府令12・令2内府令85・一部改正)

年少射撃資格講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日(歳)
	電話番号	
受講希望年月日	年 月 日	写真 年月日
受講希望場所		
所持許可の有無	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> 空気拳銃) <input type="checkbox"/> 無	

(この線から下には記載しないこと。)

	受講年月日	受講場所
予定		
実施結果		
審査の結果	合・否	

- 備考 1 所持許可の有無欄には、現に法第4条第1項第4号の規定による所持の許可を受けている銃砲について、□内にレ印を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第69号(第81条関係) (平27内府令0・並改・旧第71号様上、令元内府令12・令3内府令85・一
部改正)

第 号	
年少射撃資格講習修了証明書	
住 所	
氏 名	年 月 日生
上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定による以下の講習を受け、その課程を修了したものであることを証明する。	
受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
交 付 年 月 日	
公安委員会 印	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第69号の2(第82条の2関係)

第 号			
クロスボウ射撃資格認定証			
写 真	本 籍		
着し直し	住 所		
スナップ	氏 名		
年 月 日生			
上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項に定めるクロスボウの射撃の練習を行う資格があることを認定する。			
クロスボウ射撃指導員の氏名			
関係証明書	交付年月日	番 号	交 付 者
クロスボウ講習会の講習修了証明書			
年 月 日			
公安委員会 印			

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第70号(第90条関係)

保管業届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第1項 の規定により、 銃 銃 等 の保管
第10条の8の2第1項

を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地 及び電話番号	
銃銃等又はクロスボウ を保管する場所の所在地 及び電話番号	
事業開始の予定期日	年 月 日

- 備考 1 銃銃等に係る届出を行う場合にあっては第10条の8第1項とある□及び銃銃等とある□内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあっては第10条の8の2第1項とある□及びクロスボウとある□内にレ印を記入すること。
 2 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあっては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第71号(第90条関係)

保管業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第4項 の規定により、 銃 銃 等 の保管
第10条の8の2第4項
 の業務を廃止したことを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地 及び電話番号	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

- 備考 1 銃銃等に係る届出を行う場合にあっては第10条の8第4項とある□及び銃銃等とある□内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあっては第10条の8の2第4項とある□及びクロスボウとある□内にレ印を記入すること。
 2 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあっては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第72号(第91条、第91条の2関係)

保 管 受 託 簿

区分 番号	保管の委託を受けた年月日	委託者の氏名、住所及び年齢	銃種等	許可 番号	銃 番 号 又 是 クロスボウ番号	委託 理由	返還年月日		備考
							予定	返還	
	年 月 日	(歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空 気 銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	
	年 月 日	(歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空 気 銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	
	年 月 日	(歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空 気 銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	

備考

- 1 銃種等欄は、該当文字を○で囲むこと。
- 2 返還年月日欄は、年月日を算用数字で記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第73号(第93条関係)

第 号	
保管業務廃止等命令書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 印	
銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第3項 の規定により、以下のとおり 第10条の8の2第3項	
猟 銃 等 の保管の業務を 廃 止 することを命ずる。 ク ロ ス ボ ウ の 停 止	
保 管 業 者	名 称
	所 在 地
命 令 の 内 容	
業 務 の 廃 止 又 是 停 止 を 命 ず る 理 由	

- 備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第74号(第94条関係)

(表)

使用実績報告書

次のとおり使用の実績を報告します。

年 月 日

公安委員会殿

報告者氏名

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 ・ 無		
	年月日		
	場所		
	用途		
状況			
備考			

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 ・ 無		
	年月日		
	場所		
	用途		
状況			
備考			

(裏)

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 ・ 無		
	年月日		
	場所		
	用途		
状況			
備考			

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 ・ 無		
	年月日		
	場所		
	用途		
状況			
備考			

- 備考 1 直前3年間の使用実績がある場合は、直前3年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること。
 なお、状況欄には、消費弾数、同行者の氏名その必要な事項を記載すること。
- 2 備考欄には、上記のほか添付書類名その必要な事項を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第75号(第95条関係)

銃砲等又は刀剣類関係事項照会書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 印	
銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に係る調査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の2によって照会します。	
記	
照 会 事 項	
【取扱所属の所在地】〒	
【担当者氏名】 (電話)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第76号(第96条関係)

第 号 保 管 書 控	
提出者	本 籍
	住 所
	職 業
	氏 名
生 年 月 日	
適 用 法 条	
保管物件の種類及び特徴	
執 行 年 月 日	
執行者の所属、階級及び氏名	
処 理 結 果	
..... 印切.....取.....線..... 印
第 号 保 管 書	
年 月 日	
提出者 殿	
公安委員会 印 ①	
執行者の所属、階級及び氏名	
銃砲刀剣類所持等取締法第13条の3第 項の規定により、下記の物件を保管する。	
提出者	本 籍
	住 所
	職 業
	氏 名
生 年 月 日	
保管物件の種類及び特徴	
注 意 事項 保管した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還は、この保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第77号(第100条関係) (平27内府令6・令改・旧第80号様上、令元内府令12・令2内府令85・一部改正)

準空銃製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第21条の3第1項第4号の規定により、準空銃の製造輸出の事業を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 氏名

主たる事務所の名称、所在地及び電話番号	
事業場の名称、所在地及び電話番号	
責任者の氏名、住所及び電話番号	
譲渡先又は輸出先	準空銃の月間予定製造輸出数
使用人	人(別紙のとおり)

- 備考 1 届出人は、一の都道府県公安委員会に対して同時に二以上の事業場について届出書を提出する場合には、事業場ごとに届出書を提出すること。
- 2 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
- 4 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話番号を記載すること。
- 5 譲渡先又は輸出先欄には、譲渡先の行政庁名又は輸出先の国名を記載すること。
- 6 準空銃の月間予定製造数又は輸出数欄には、譲渡先又は輸出先ごとに月間予定製造数又は輸出数を記載し、月間予定製造数又は輸出数が月により著しく異なる場合にあっては、その旨を記載すること。
- 7 不用の文字は、横線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

番号	使 用 人
1	本 籍
	住 所
	氏 名
	生年月日
2	本 籍
	住 所
	氏 名
	生年月日
3	本 籍
	住 所
	氏 名
	生年月日
4	本 籍
	住 所
	氏 名
	生年月日
5	本 籍
	住 所
	氏 名
	生年月日
6	本 籍
	住 所
	氏 名
	生年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第78号(第102条関係) (平27内府令6・令改・旧第81号様上、令元内府令12・令2内府令85・一部改正)

模造拳銃製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第22条の2第1項ただし書の規定により、模造拳銃の製造の事業を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 氏名

主たる事務所の名称、所在地及び電話番号			
事業場の名称、所在地及び電話番号			
責任者の氏名、住所及び電話番号			
輸 出 先	模造拳銃の種類	模造拳銃の月間予定	製造輸出数
使 用 人 (別紙のとおり)			

- 備考 1 届出人は、一の都道府県公安委員会に対して同時に二以上の事業場について届出書を提出する場合には、事業場ごとに届出書を提出すること。
- 2 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
- 4 責任者の氏名、住所及び電話番号には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話番号を記載すること。
- 5 輸出先欄には、輸出先の国名を記載すること。
- 6 模造拳銃の月間予定製造数又は輸出数欄には、譲渡先又は輸出先ごとに月間予定製造数又は輸出数を記載し、月間予定製造数又は輸出数が月により著しく異なる場合にあっては、その旨を記載すること。
- 7 不用の文字は、横線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

番号	使 用 人			
1	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
	生年月日			
2	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
	生年月日			
3	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
	生年月日			
4	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
	生年月日			
5	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
	生年月日			
6	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
	生年月日			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第79号(第103条関係) (平27内府令6・令改・旧第82号様上、令元内府令12・令2内府令85・一部改正)

模擬銃器製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第22条の3第2項において準用する法第22の2第1項ただし書の規定により、模擬銃器の製造の事業を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 氏名

主たる事務所の名称、所在地及び電話番号		
事業場の名称、所在地及び電話番号		
責任者の氏名、住所及び電話番号		
輸 出 先	模擬銃器の種類	模擬銃器の月間予定製造輸出数
使 用 人 (別紙のとおり)		

- 備考 1 届出人は、一の都道府県公安委員会に対して同時に二以上の事業場について届出書を提出する場合には、事業場ごとに届出書を提出すること。
- 2 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
- 4 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話番号を記載すること。
- 5 輸出先欄には、輸出先の国名を記載すること。
- 6 模擬銃器の月間予定製造数又は輸出数欄には、譲渡先又は輸出先ごとに月間予定製造数又は輸出数を記載し、月間予定製造数又は輸出数が月により著しく異なる場合に於ては、その旨を記載すること。
- 7 不用の文字は、横線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

番号	使 用 人
1	本 籍
	住 所
	氏 名
	生年月日
2	本 籍
	住 所
	氏 名
	生年月日
3	本 籍
	住 所
	氏 名
	生年月日
4	本 籍
	住 所
	氏 名
	生年月日
5	本 籍
	住 所
	氏 名
	生年月日
6	本 籍
	住 所
	氏 名
	生年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第80号(第105条関係)

銃砲刀剣類等一時保管書			
提出年月日			
提出場所			
提出者	住所		
	職業		
	氏名		
	生年月日		
一時保管物件			
銃砲	種類		番号
	型式		特徴
クロスボウ	型式		番号
	全長・全幅		特徴
	種類		特徴
刀剣類	刃渡り		特徴
	型式		特徴
準空銃	商品名		特徴
	種類		特徴
備考			
銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2第2項の規定に基づき、上記物件を一時保管する。 年 月 日 提出者 殿 所 属 階級 氏名 ㊟			
注意事項	一時保管した銃砲刀剣類等の返還は、この一時保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。		

備考 一時保管物件欄中の該当欄以外の欄には、斜線を引くこと。

第81号(第105条関係)

一時保管銃砲刀剣等引継書			
提出年月日			
提出場所			
提出者	住所		
	職業		
	氏名		
	生年月日		
一時保管物件			
銃砲	種類		番号
	型式		特徴
クロスボウ	形式		番号
	全長・全幅		特徴
	種類		特徴
刀剣類	刃渡り		特徴
	型式		特徴
準空銃	商品名		特徴
	種類		特徴
備考			
銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2第5項の規定に基づき、上記物件を引き継ぐ。 年 月 日 警察署長 殿 所 属 階級 氏名 ㊟			

備考 許可又は登録に係る銃砲等又は刀剣類については、備考欄に、当該許可証又は登録証の番号、交付年月日、交付者名等を記載すること。

第82号(第110条関係)

仮預置銃砲等又は刀剣類引継書				
				年 月 日
警察署長殿		警察署長 印		
銃砲刀剣類所持等取締法第25条第2項の規定により、下記物件を引き継ぐ。				
申 出 人	本 籍			
	住 所			
	出国港の所在地 又は積出地にお ける連絡先			
	職 業			
	氏 名			
	生 年 月 日			
引 継 物 件				
銃 砲	種 類		刀 剣	種 類
	特 徴		特 徴	
	数 量		類 数 量	
ク ロ ス ボ ウ	型 式			
	特 徴			
	数 量			
引 継 理 由				
参 考 事 項				
上記のとおり引継ぎを受けた。				
				年 月 日
				警察署長 印

備考 1 この引継書は、正副二通を作成し、正本は引継ぎを受けた者において、副本は引継ぎをした者において保管すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 83号 (第111条関係) (昭37総府令45・令改、昭52総府令40・平6総府令9・一部改正、平21内府令88・旧第18号録下・一部改正、平27内府令8・旧第86号録上・一部改正、令元内府令12・一部改正)

申 出 受 理 簿		
整 理 番 号		
受 理 年 月 日		
引渡書交付年月日		
申 出 人	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生 年 月 日	
登録予定都道府県教育委員会		
銃砲又は刀剣類 の種類、特徴及 び数量		
その他参考事項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第84号(第111条関係) (昭37総府令45・全改、昭40総府令30・昭52総府令40・平6総府令9・一部改正、平21内府令8・旧第19号様下・一部改正、平27内府令8・旧第87号様上・一部改正、令元内府令12・一部改正)

引 渡 書	
提	本 籍
	住 所
出	職 業
	氏 名
者	生 年 月 日
	銃砲又は刀剣類の種別、特徴及び数量
銃砲刀剣類所持等取締法第25条第3項第2号の規定により、上記物件を引き渡す。	
年 月 日	
殿	
警察署長 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第85号(第112条関係) (平27内府令6・全改・旧第88号様上、平26内府令63・令2内府令85・一部改正)

期 間 延 長 承 認 申 請 書 APPLICATION FOR EXTENSION OF PERIOD	
年 月 日 Date: Year Month Day	
警察署長殿	
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第112条の規定により、期間の延長の承認を申請します。	
Pursuant to the provisions of article 112 of the Ordinance for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for the extension of period.	
1. 申請人 Applicant	
国籍又は本籍 Nationality/Region	
住 所 Address in Japan	
電 話 番 号 Telephone no.	
職 業 Occupation	
氏 名 Name	
生 年 月 日 Date of birth	年 月 日 Year Month Day
2. 仮留置の日	The date of temporary retention
3. 仮留置の日から起算して6月の期間が満了する日	The date when the period of 6 months has expired since the date of temporary retention
4. 申請の延長期間	Extended period
5. 申請の延長期間の満了の日	The date when the extended period has expired
6. 申請の理由	The reason for application
7. 備 考	

第 06 号 (第 113 条関係) (昭 37 総府令 45・令改、昭 40 総府令 30・昭 52 総府令 40・平 6 総府令 9・一部改正、平 21 内府令 8・田 案 21 号 様 下・一部改正、平 27 内府令 8・田 案 89 号 様 上・一部改正、令 元 内府令 12・一部改正)

提出命令書控	
所 持 者	本 籍 住 所 職 業 氏 名 生 年 月 日
	提出命令に係る物件の種 類、特徴及び数量
	提出命令年月日
	執行者所属、階級、氏名
	提出命令の理由
	処 理 結 果

切……………取……………綴……………

提出命令書	
	年 月 日
殿	公安委員会 印
	執行者 所属 階級 氏名
銃砲刀剣類所持等取締法第 27 条第 1 項の規定により、下記物件の提出を命ずる。	
所 持 者	本 籍 住 所 職 業 氏 名 生 年 月 日
	提出を命ずる物件の種 類、特徴及び数量

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 87 号 (第 115 条関係)

整理番号	種 別	名 称	型 型	番 号	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

備考 1 種別欄には、銃砲に係る事項を記載する場合にあつては拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃等の別を記載し、クロスボウに係る事項を記載する場合にあつてはクロスボウと記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。